

ID: 30

担当部署: 市長公室 広報・協働推進室

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項					
例規番号	平成19年条例第24号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 399

担当部署: 市長公室 広報・協働推進室

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例 第7条					
例規番号	平成19年条例第24号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、リージョンセンターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動物を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 31

担当部署: 市長公室 広報・協働推進室

処分の概要	利用料金の徴収(市長が管理する場合に限る。)					
例規名 根拠条項	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例 第11条第1項					
例規番号	平成19年条例第24号					
【根拠条文】 (利用料金) 第11条 リージョンセンターの利用料金は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 前項に定めるもののほか、リージョンセンターの附属設備の利用料金については、市長が別に定める。 3 利用者は、第3条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 397

担当部署: 市長公室 政策企画室

処分の概要	分担金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金の徴収等に関する条例 第3条第1項					
例 規 番 号	平成28年条例第6号					
【根拠条文】 (分担金の徴収)						
<p>第3条 市長は、事業者から地方自治法第224条に規定する分担金を徴収するものとする。</p> <p>2 前項の分担金の額は、基地局の整備に要した費用(国庫補助金の額の算定の基礎となる費用に限る。)に9分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、事業者が複数ある場合は、同項の規定により算出した額を基地局の整備に要した費用の割合に応じて按(あん)分した額を、それぞれの分担金の額とする。</p> <p>4 前2項の場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>5 市長は、基地局の整備が完了する年度内において分担金の納付期日を定め、事業者へ通知するものとする。</p> <p>6 事業者は、前項の納付期日までに分担金を一括で納付しなければならない。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 11 月 24 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 8

担当部署: 市長公室 政策企画室

処分の概要	指定の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 第8条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第19号					
【根拠条文】 (指定の取消し等)						
第8条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 5

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	物件の撤去命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市庁舎管理規則 第5条第2項					
例 規 番 号	昭和56年規則第30号					
【根拠条文】						
(禁止行為)						
第5条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。						
(1) 所定の場所以外に自動車、自転車その他の物品を置くこと。						
(2) 市役所に用務のない者が駐車すること。						
(3) 所定の場所以外にタバコの吸いがら、マッチの燃残り、紙くず、汚物等を投棄すること。						
(4) たき火その他火災発生の危険を伴う行為をすること。						
(5) 建物、立木、工作物その他の施設を破壊し、損傷し、又は落書きすること。						
(6) 多数集合して、ねり歩き又は座り込み等によって他人に迷惑を及ぼすこと。						
(7) 粗野若しくは乱暴な言動又は放歌高唱等によって他人に迷惑を及ぼすこと。						
(8) 正当な理由がなく凶器、爆発物その他危険物等秩序を乱す物件を持ち込むこと。						
(9) 金品、物品等の寄附の強要又は押売をすること。						
(10) 職員に面会を強要すること。						
(11) 正当な理由がなく執務室内に立ち入り、又は勤務時間外に滞留すること。						
(12) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序を乱し、公務の妨げとなるような行為をすること。						
2 市長は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、市長は、当該物件を撤去することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 7

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	行為の許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市庁舎管理規則 第6条第5項					
例 規 番 号	昭和56年規則第30号					
【根拠条文】						
(許可を必要とする行為)						
第6条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。						
(1) 物品の販売、宣伝、保険の勧誘、寄附金の募集その他これらに類する物品を掲示し、又は配付すること。						
(2) 印刷物、ポスター、旗、のぼり、プラカード、宣伝ビラ、広告物その他これらに類する物品を掲示し、又は配付すること。						
(3) 庁舎内の放送設備を使用すること。						
(4) 講演、演劇、映写その他の催し又は行事を行うこと。						
(5) テントその他の施設を設置すること。						
(6)撮影、録音、録画又は放送をすること(市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの及び市の職員が職務上行うものを除く。)。						
(7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められる行為をすること。						
2 市長は、前項各号の行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるときは、当該行為を許可しない。						
3 市長は、第1項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。						
4 第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ和泉市庁舎使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、市長は、許可を決定したときは当該申請人に対し、その旨を和泉市庁舎使用許可証(様式第2号)により通知するものとする。ただし、当該許可を受けようとする行為に応じて、別に基準を定めたときは、当該基準による。						
5 市長は、第1項の許可を受けた者が第2項の規定に該当することが判明し、又はその許可の内容若しくは第3項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、市長は当該物件を撤去することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 9

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市行政財産使用料徴収条例 第3条第1項					
例規番号	昭和42年条例第7号					
【根拠条文】						
(使用料)						
第3条 前条の許可を受けた者は、行政財産の管理者の指定する期日までに当該使用料を納付しなければならない。						
2 使用料の額は、次の各号により算定した額を基準として市長が定める。						
(1) 土地 当該土地の固定資産税路線価等を基準とした1平方メートル当たりの金額×使用面積×100分の6						
(2) 建物 当該建物の1平方メートル当たりの金額×使用面積×100分の6+当該建物の使用部分に係る土地使用料相当額						
(3) 前2号の規定により難いものについては、当該行政財産の使用の実情を考慮して算定した額						
3 前項第1号及び第2号により算定した使用料は、年額とする。						
【基準】						
根拠条文及び和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第6条の規定による。						
(使用料の徴収)						
第6条 市長は、使用を開始する日前までの日を条例第3条第1項に規定する納期限として定めるものとする。						
2 行政財産の目的外使用に係る使用料(以下「使用料」という。)については、使用を開始する日前にその使用期間に係る使用料の全額(使用期間が1年を超える場合にあっては、当該年度に係る使用料の額)を納入しなければならない。ただし、市長は、使用料が年額で定められているものであって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に指定する期日までに納入させ、又は分割して納入させることができる。						
(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に使用を許可するとき。						
(2) 使用期間が1年を超えるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。						
備考						
設定期日	平成26年7月17日	最終変更年月日	年月日			

ID: 12

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	過料					
例規名 根拠条項	和泉市行政財産使用料徴収条例 第6条					
例規番号	昭和42年条例第7号					
【根拠条文】 (過料) 第6条 詐偽、その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 2 前項に定めるものを除くほか、使用料の徴収に関し職務の執行を妨げた者に対しては、5万円以下の過料を科する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 15

担当部署: 総務部 総務管財室

処分の概要	過料					
例規名 根拠条項	過料に関する条例 第1条及び第2条					
例規番号	昭和32年条例第46号					
【根拠条文】						
<p>第1条 次条に定めるもの及び別に定めがあるものを除くほか、分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に關し、命令に違反した者については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第228条第2項の規定により、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>第2条 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、法第228条第3項の規定により、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 200

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市立人権文化センター条例 第6条第1項					
例規番号	平成13年条例第1号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等)						
第6条 市長は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 3 日			

ID: 407

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	退去命令等					
例規名 根拠条項	和泉市立人権文化センター条例 第7条					
例規番号	平成13年条例第1号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、センターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動植物を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 201

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立人権文化センター条例 第9条					
例 規 番 号	平成13年条例第1号					
【根拠条文】 (使用料) 第9条 利用者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、別表に定める使用料を支払わなければならない。ただし、使用料を確実に徴収することができる場合として規則で定めるものについては、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 3 日			

ID: 205

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市男女共同参画センター条例 第7条第1項					
例規番号	平成14年条例第3号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等)						
第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
和泉市男女共同参画センター条例施行規則第5条、和泉市男女共同参画センターの登録団体要綱第7条の規定による。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 208

担当部署: 総務部 人権・男女参画室

処分の概要	関係団体の登録の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市男女共同参画センター条例施行規則 第10条第2項					
例 規 番 号	平成15年規則第7号					
【根拠条文】 (関係団体の登録)						
第10条 男女共同参画センターの登録団体(男女共同参画の推進を主たる目的とする団体に限る。)として、登録を受けようとする者は、別に定める登録団体申請書を市長に提出しなければならない。						
2 市長は、団体の活動内容が男女共同参画の推進を主たる目的としてないと認めるとき、及び別に定める基準を満たさないと認めるときは、前項の登録の申請を認めず、又は既にした登録を取り消すことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
和泉市男女共同参画センターの登録団体要綱第7条の規定による。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 244

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	工場等における規制の違反時の措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第8条					
例 規 番 号	平成11年条例第24号					
【根拠条文】 (違反時の措置) 第8条 市長は、前条第4項の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して直ちに協議事項を遵守すべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 245

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	建設工事等における規制の違反時の措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第10条					
例 規 番 号	平成11年条例第24号					
【根拠条文】 (違反時の措置) 第10条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して直ちにその事態を除去するために必要な措置を採るべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 246

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	静穏の保持の違反時の措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第12条					
例 規 番 号	平成11年条例第24号					
【根拠条文】 (違反時の措置) 第12条 市長は、前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して行為の停止その他必要な措置を探るべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 247

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	大気環境の保全の違反時の措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第16条					
例 規 番 号	平成11年条例第24号					
【根拠条文】 (違反時の措置) 第16条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して行為の停止その他必要な措置を採るべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 250

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第31条					
例 規 番 号	平成11年条例第24号					
【根拠条文】						
(許可の取消し等)						
第31条 市長は、第19条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消すことができる。						
(1) 偽りその他不正な手段により第19条又は第22条第1項の許可を受けたとき。						
(2) 第19条の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに当該埋立て等に係る工事に着手していないとき。						
(3) 第19条の許可を受け、埋立て等に係る工事に着手した日後1年以上引き続き当該埋立て等を行っていないとき。						
(4) 第23条の条件に違反したとき。						
(5) 第22条第1項の規定に違反して、許可に係る事項を変更したとき。						
2 市長は、第22条第1項の許可を受けた者が、当該許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る変更後の工事に着手せず、又は当該許可に係る変更後の工事に着手した日後1年以上引き続き当該工事を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。						
3 市長は、前2項の規定により許可を取り消した場合において、当該取消しに係る埋立て等について、土砂等の崩落、飛散又は流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該取消しを受けた者に対し、土砂等の撤去その他必要な措置を講じるよう命ずることができる。						
4 市長は、第19条の規定に違反して埋立て等を行った者に対し、6月以内の期間を定めて埋立て等の停止を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 251

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	措置命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第32条					
例 規 番 号	平成11年条例第24号					
【根拠条文】 (措置命令等)						
<p>第32条 市長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、埋立て等を行った者(当該埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、当該埋立て等を停止し、又は当該埋立て等に使用された土砂等の撤去及び当該土砂等の搬入による土壤の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該埋立て等を行う第19条又は第22条第1項の許可を受けた者に対し、当該埋立て等を停止し、又は当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市長は、第19条又は第22条第1項の規定に違反して埋立て等を行った者(当該埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 252

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	廃止、完了に伴う義務違反に対する措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市生活環境の保全等に関する条例 第33条					
例 規 番 号	平成11年条例第24号					
【根拠条文】						
(廃止、完了に伴う義務違反に対する措置命令)						
第33条 市長は、第29条第1項及び第30条第1項の規定に違反した者に対し、その埋立て等を停止し、又は埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
2 市長は、第29条第1項及び第30条第1項の規定に違反した者が行った埋立て等に対し、土壤が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、その埋立て等を停止し、土壤の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1001

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	計画変更命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第55条					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (計画変更命令等)						
第55条 知事は、第52条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該届出事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。第59条第1項、第61条第1項及び第63条第2項において同じ。)においてその排出水に係る排水基準(第50条第1項の排出水に係る排水基準をいう。以下「排水基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第52条の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1002

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	届出施設の構造等の改善命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第61条第1項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (改善命令等)						
第61条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該届出事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1003

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	特定施設の構造等の改善命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第62条第1項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】						
第62条 知事は、特定事業場排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において特定事業場排水基準に適合しない特定事業場排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定事業場排出水の排出の一時停止を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1004

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	応急の措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第64条第2項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (事故時の措置)						
<p>第64条 事業者は、工場又は事業場の施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に流出したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く当該汚水又は廃液の流出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項又は第3項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項本文の場合において、事業者(届出事業場又は特定事業場の設置者に限る。)が同項本文の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、その応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 28 日			

ID: 1005

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	緊急時の措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第68条					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (緊急時の措置)						
第68条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水(第49条第3項に規定する排出水をいう。以下同じ。)を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1006

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	第49条第2項に規定する届出施設の構造等の改善命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第79条第1項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (改善命令等)						
第79条 知事は、前条に規定する者が、前条の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設(第49条第2項に規定する届出施設をいう。以下この節において同じ。)の構造若しくは使用の方法若しくは第49条第5項に規定する汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1007

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	事故時の措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第80条第2項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (事故時の措置)						
<p>第80条 届出事業場の設置者は、当該届出事業場において、届出施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該届出事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、届出事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1009

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	確認の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の4第4項(第81条の6第4項において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査) 第81条の4 4 知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 1011

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	汚染除去等計画の変更命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の9第4項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (汚染除去等計画の提出等) 第81条の9						
4 知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第81条の10第1号及び第81条の11において同じ。)の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 1029

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	実施措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の9第8項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (汚染除去等計画の提出等) 第81条の9 8 知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1012

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の13第5項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令) 第81条の13						
5 知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 1013

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	汚染土壌の搬出時の計画変更命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の16第4項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令) 第81条の16						
4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 運搬の方法が次条の規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。 (2) 第81条の18第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を土壤法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。 (3) 第81条の19第1項の規定に違反して同項の確認を受けていない場合 同項の確認を受けること。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1015

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の20					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (措置命令)						
第81条の20 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の管理有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 第81条の17の規定に違反して当該汚染土壤を運搬した場合 当該運搬を行った者 (2) 第81条の18第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壤を当該管理区域外に搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。) (3) 前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して前条第1項の確認を受けなかった場合 当該汚染土壤を当該管理区域外に搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 1016

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等を発生する施設の使用の方法若しくは配置の変更命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第86条第2項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (改善勧告及び改善命令) 第86条 知事は、規制地域内に設置されている工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等から騒音等を発生させる者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等を発生する施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 28 日			

ID: 1017

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	騒音等の防止の方法又は届出施設の使用の方法若しくは配置に関する計画変更命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第90条第2項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (計画変更勧告及び改善命令)						
<p>第90条 知事は、第87条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法又は届出施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないので届出施設を設置しているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1018

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間の変更命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第94条第2項					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (改善勧告及び改善命令) 第94条 知事は、規制地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1019

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	違反行為の停止その他必要な措置命令(第96条第2項及び第98条の規定に違反した者に係るものを除く。)					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第99条					
例 規 番 号	平成6年 大阪府条例第6号					
【根拠条文】 (警告及び命令) 第99条 知事は、第96条第1項から第3項までの規定に違反して拡声機が使用され、第97条の規定に違反して音響機器が使用され、又は前条の規定に違反して深夜において営業が営まれ若しくは作業が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるとときは、当該違反行為を行っている者に対し、警告を発し、又は違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府生活環境の保全等に関する条例第111条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1022

担当部署: 環境産業部 環境保全課

処分の概要	給水の停止命令					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府特設水道条例 第13条					
例 規 番 号	昭和33年 大阪府条例第30号					
【根拠条文】 (給水の停止命令)						
第13条 知事は、設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該特設水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
※大阪府特設水道条例第15条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 27 日			

ID: 266

担当部署: 環境産業部 生活環境課

処分の概要	勧告履行命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例 第10条					
例 規 番 号	平成26年条例第1号					
【根拠条文】 (命令) 第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないとときは、その者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 268

担当部署: 環境産業部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例 第22条第1項					
例 規 番 号	平成5年条例第29号					
【根拠条文】						
(一般廃棄物処理手数料)						
第22条 一般廃棄物の収集、運搬等に関する手数料の額は、別表のとおりとする。						
2 前項の規定による既納の手数料は、これを還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						
3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 27 年 10 月 13 日			

ID: 270

担当部署: 環境産業部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処理業等の許可申請手数料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例 第24条第1項及び第2項					
例 規 番 号	平成5年条例第29号					
【根拠条文】						
(一般廃棄物処理業等の許可申請手数料)						
第24条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者若しくは同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者若しくは法第7条の2第1項の規定によるこれらの許可に係る事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。						
(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき10,000円						
(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき10,000円						
(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき10,000円						
(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき10,000円						
(5) 前各号の許可証の再交付手数料 1件につき6,000円						
2 净化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の規定により净化槽清掃業の許可を受けようとする者又は許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。						
(1) 净化槽清掃業許可申請手数料 1件につき10,000円						
(2) 净化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき6,000円						
3 前2項の規定による既納の手数料は、これを還付しない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 275

担当部署: 環境産業部 生活環境課

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市リサイクルプラザ条例 第6条第1項					
例規番号	平成9年条例第6号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可の取消し又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条に規定する事由が発生したとき。 (2) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 120

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	認定の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市産業集積促進条例 第12条第1項					
例規番号	平成25年条例第42号					
【根拠条文】 (認定の取消し等)						
第12条 市長は、認定企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、操業計画の認定又は補助金の交付の決定(以下この条において「認定等」という。)を取り消すものとする。 (1) 偽りその他不正な手段により認定等を受けたとき。 (2) 第8条の規定に違反したとき。 (3) 正当な理由なく前条第1項の報告、検査等を拒否したとき又は同条第3項の規定による指示に従わなかったとき。 (4) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者であり、又は法人の役員が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であると認めるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長において認定等を取り消すことが適当であると認めるとき。 2 市長は、前項の規定により認定等を取り消された企業等に対し、既に交付した補助金の返還請求をするものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 371

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	指定の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例 第14条第1項					
例 規 番 号	平成27年条例第46号					
【根拠条文】						
(指定の取消し等)						
第14条 市長は、指定事業者が、当該ホテル・旅館の営業を開始した日から10年を経過する日までにおいて、次の各号のいずれかに該当したときは、当該指定又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。						
(1) 補助対象者の要件を欠くに至ったとき。						
(2) 偽りその他不正な手段により当該指定又は補助金の交付の決定を受けたとき。						
(3) 第8条の規定に違反したとき。						
(4) 正当な理由なく前条第1項の報告、検査等を拒否したとき又は同条第3項の規定による指示に従わなかつたとき。						
(5) 当該ホテル・旅館の全部若しくは一部を廃止し、若しくは営業を休止したとき又はこれと同様の状態にあると認めるとき。						
(6) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者であり、又は法人の役員が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であると認めるとき。						
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長において当該指定又は補助金の交付の決定を取り消すことが適当であると認めるとき。						
2 市長は、前項の規定により指定又は補助金の交付の決定を取り消されたホテル・旅館事業者に対し、既に交付した補助金の返還請求をするものとする。						
3 市長は、前項の規定による補助金の返還に関し、規則で定める額の加算金を当該ホテル・旅館事業者に請求することができる。						
4 前2項の規定により返還請求を受けたホテル・旅館事業者は、規則で定める日までに返還金又は加算金を納付しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 372

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	補助金の返還					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例 第14条第2項					
例 規 番 号	平成27年条例第46号					
【根拠条文】						
(指定の取消し等)						
第14条 市長は、指定事業者が、当該ホテル・旅館の営業を開始した日から10年を経過する日までにおいて、次の各号のいずれかに該当したときは、当該指定又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。						
(1) 補助対象者の要件を欠くに至ったとき。						
(2) 偽りその他不正な手段により当該指定又は補助金の交付の決定を受けたとき。						
(3) 第8条の規定に違反したとき。						
(4) 正当な理由なく前条第1項の報告、検査等を拒否したとき又は同条第3項の規定による指示に従わなかつたとき。						
(5) 当該ホテル・旅館の全部若しくは一部を廃止し、若しくは営業を休止したとき又はこれと同様の状態にあると認めるとき。						
(6) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者であり、又は法人の役員が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であると認めるとき。						
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長において当該指定又は補助金の交付の決定を取り消すことが適當であると認めるとき。						
2 市長は、前項の規定により指定又は補助金の交付の決定を取り消されたホテル・旅館事業者に対し、既に交付した補助金の返還請求をするものとする。						
3 市長は、前項の規定による補助金の返還に関し、規則で定める額の加算金を当該ホテル・旅館事業者に請求することができる。						
4 前2項の規定により返還請求を受けたホテル・旅館事業者は、規則で定める日までに返還金又は加算金を納付しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 123

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市産業振興プラザ条例 第7条第1項					
例 規 番 号	平成24年条例第43号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の条件を変更し、若しくは取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命ずることができる。						
(1) 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例、この条例に基づく規則若しくは利用許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。						
(2) 利用者が当該利用の目的に違反して利用したとき。						
(3) 利用者が利用許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって利用許可を受けたとき。						
(4) 当該利用が第5条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。						
(5) 公益上やむを得ない理由又は天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。						
2 市は、前項の規定により利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】						
根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。						
(公の施設における暴力団の排除)						
第10条						
2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 124

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	退館命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市産業振興プラザ条例 第8条					
例規番号	平成24年条例第43号					
【根拠条文】 (入館の制限) 第8条 市長は、プラザに入館する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。 (1) プラザの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。 (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、プラザの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 125

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	利用料金の徴収(市長が管理する場合に限る。)					
例規名 根拠条項	和泉市産業振興プラザ条例 第12条第1項					
例規番号	平成24年条例第43号					
【根拠条文】 (利用料金等)						
<p>第12条 プラザの利用料金は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。</p> <p>2 プラザの利用者は、前項の利用料金について毎月20日までに翌月分を指定管理者に納付しなければならない。ただし、月の途中で利用を開始する場合の当該月の利用料金は、当該利用の開始の前日までに指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>3 プラザの利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。</p> <p>4 プラザの利用者は、別表に定める保証金を当該利用の開始の前日までに指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>5 前項に規定する保証金は、利用者が試作開発室(工場型・事務所型)若しくは共同利便施設を退去し、又は駐車場を解約する際に、無利子で還付する。ただし、未納の利用料金、第17条第2項に規定する費用又は第18条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除した額を還付する。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日			

ID: 433

担当部署: 環境産業部 産業振興室 商工観光担当

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市道の駅いづみ山愛の里条例 第4条					
例規番号	令和3年条例第11号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、道の駅いづみ山愛の里への立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動物を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 430

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市アグリセンター条例 第6条第1項					
例規番号	令和3年条例第18号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 431

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市アグリセンター条例 第8条					
例規番号	令和3年条例第18号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、センターへの立入りを拒み、又は退去を命ぜることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品又は動植物を携帯し、又は持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 108

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	分担金等の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金並びに農用地総合整備事業負担金条例 第3条					
例 規 番 号	昭和57年条例第3号					
【根拠条文】 (分担金等を徴収する者の範囲) 第3条 分担金及び負担金(以下「分担金等」という。)は、前条に規定する事業によって利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。						
【基準】 根拠条文、第2条及び第4条の規定による。 (対象となる事業) 第2条 この条例が対象とする事業は、別表左欄に掲げるものとする。 (分担金等の額) 第4条 分担金等の総額は、別表の左欄に掲げる事業に要する費用にそれぞれ同表の右欄に掲げる比率を乗じて得た額とする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 109

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	延滞金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金並びに農用地総合整備事業負担金条例 第6条					
例 規 番 号	昭和57年条例第3号					
【根拠条文】						
(延滞金の徴収)						
第6条 分担金等の納付義務者は、納期限後にその分担金等を納付する場合においては、当該分担金等の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合において、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の4の2第2項及び同条第5項の規定を準用する。						
【基準】						
根拠条文及び附則第4項の規定による。						
4 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日			

ID: 112

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第6条第1項					
例規番号	平成20年条例第2号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 404

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第8条					
例規番号	平成20年条例第2号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、交流施設への立入りを拒み、又は退去を命ぜることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品等を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 113

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用料金の徴収(市長が管理する場合に限る。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第12条第1項					
例 規 番 号	平成20年条例第2号					
【根拠条文】 (利用料金) 第12条 交流施設の利用料金は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 前項に定めるもののほか、交流施設の附属設備の利用料金については、市長が別に定める。 3 利用者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 413

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市コミュニティファーム条例 第8条第1項					
例規番号	平成29年条例第22号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 第6条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 414

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市コミュニティファーム条例 第10条					
例規番号	平成29年条例第22号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、コミュニティファームへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品等を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 416

担当部署: 環境産業部 産業振興室 農林担当

処分の概要	利用料金の徴収(市長が管理する場合に限る。)					
例規名 根拠条項	和泉市コミュニティファーム条例 第14条第1項					
例規番号	平成29年条例第22号					
【根拠条文】 (利用料金) 第14条 コミュニティファームの利用料金は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 前項に定めるもののほか、コミュニティファームの附属設備の利用料金については、市長が別に定める。 3 利用者は、第5条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 30 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 177

担当部署: 福祉部 福祉総務課

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市立福祉会館条例 第6条第1項					
例規番号	昭和62年条例第13号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第6条 市長は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定により利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 198

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市立老人集会所条例 第8条第1項					
例規番号	昭和48年条例第41号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 419

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市立老人集会所条例 第11条					
例規番号	昭和48年条例第41号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、老人集会所への立ち入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動植物を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 30 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 308

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市介護保険条例 第12条					
例規番号	平成12年条例第7号					
【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第12条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 309

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	延滞金の徵収					
例規名 根拠条項	和泉市介護保険条例 第13条第1項					
例規番号	平成12年条例第7号					
【根拠条文】 (延滞金)						
<p>第13条 法第132条の規定により普通徵収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から起算して1月を経過する日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額(当該延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>						
【基準】 根拠条文及び附則第7条の規定による。 (延滞金の割合の特例)						
第7条 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。						
備考						
設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和3年4月7日			

ID: 312

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市介護保険条例 第20条					
例 規 番 号	平成12年条例第7号					
【根拠条文】						
(過料)						
第20条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科することができる。						
2 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科することができる。						
3 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科することができる。						
4 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する介護給付費納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。						
【基準】						
根拠条文及び第21条の規定による。						
第21条 前条の過料の額は、情状により、市長が定める。						
2 前条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 313

担当部署: 福祉部 高齢介護室

処分の概要	保険料の徴収猶予の取消し					
例規名 根拠条項	和泉市介護保険条例施行規則 第29条第3項					
例規番号	平成12年規則第15号					
【根拠条文】 (保険料の徴収猶予) 第29条 条例第14条第2項の申請書は、別に定める介護保険料減免・徴収猶予申請書によるものとする。 2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、遅滞なく可否を決定して別に定める介護保険料徴収猶予決定通知書により当該申請者に通知するものとする。 3 前項の規定により徴収猶予を決定した場合において、条例第14条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、市長は、徴収猶予の決定を取り消すことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 220

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	損害賠償との調整による返還					
例規名 根拠条項	和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例 第7条					
例規番号	昭和48年条例第43号					
【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に關し損害賠償を受けたときは、助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 221

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	不正利得の返還等					
例規名 根拠条項	和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例 第10条					
例規番号	昭和48年条例第43号					
【根拠条文】 (不正利得の返還) 第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 411

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	助成の制限					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例 第13条					
例 規 番 号	昭和48年条例第43号					
【根拠条文】 (助成の制限) 第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 282

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市設墓地条例 第13条第1項					
例規番号	平成11年条例第5号					
【根拠条文】 (使用料)						
<p>第13条 墓地の使用料は、第7条第2項の規定による墓地の使用決定の後、別表第1に定めるところにより、速やかに納付しなければならない。この場合において、市長が定める期日までに使用料を完納しないときは、第8条の許可をしないものとする。</p> <p>2 本市に住所を有さず、又は居住していない者に対する使用料については、別表第1に定める額に5割を増加して得た額とする。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 283

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市設墓地条例 第14条					
例規番号	平成11年条例第5号					
【根拠条文】 (手数料) 第14条 使用者は、焼骨又はこれに準ずるもの改葬をしようとするときは、次の手数料を納付しなければならない。 改葬証明 1件につき 300円						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 285

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市設墓地条例 第17条第1項					
例規番号	平成11年条例第5号					
【根拠条文】 (使用許可の取消し等)						
第17条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は改葬若しくは地上物件の移転を命ずることができる。 (1) 許可を受けた目的以外に墳墓を使用したとき。 (2) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。 (3) 市長の承認を受けないで使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。 (4) 暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。 (5) 法令若しくはこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。 2 前項の規定により使用許可を取り消され、又は改葬若しくは地上物件の移転を命ぜられた者は、墳墓を速やかに原状に回復し、市長に返還しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 288

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市設墓地条例 第24条					
例 規 番 号	平成11年条例第5号					
【根拠条文】 (過料)						
第24条 市長は、第8条の許可を受けずに墳墓を使用した者、第11条の許可を受けずに墓地内の場所を使用した者、第17条第1項の規定により使用許可を取り消された者又は前条の規定に違反した者に対して、5万円以下の過料を科することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 291

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立火葬場条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成14年条例第39号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬場の利用の許可を取り消し、若しくはその利用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。						
(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 利用許可の条件に違反したとき。 (3) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。						
2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】						
根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。						
(公の施設における暴力団の排除)						
第10条						
2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 292

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	退去命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立火葬場条例 第7条					
例 規 番 号	平成14年条例第39号					
【根拠条文】 (入場の制限)						
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、火葬場への入場を拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の管理上支障があると認められる者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 293

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立火葬場条例 第8条					
例 規 番 号	平成14年条例第39号					
【根拠条文】 (使用料) 第8条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 297

担当部署: 市民生活部 市民室

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営葬儀条例 第5条第1項					
例 規 番 号	平成14年条例第40号					
【根拠条文】 (使用料) 第5条 前条の利用の許可を受けた者は、別表に定める葬儀の使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、前条第1項の申請と同時に納付するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 215

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市後期高齢者医療に関する条例 第5条					
例規番号	平成20年条例第6号					
【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 216

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	延滞金の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項					
例規番号	平成20年条例第6号					
【根拠条文】 (延滞金)						
<p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後に保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から起算して1月を経過する日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>						
【基準】 根拠条文及び附則第2条の規定による。 (延滞金の割合の特例)						
第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日			

ID: 217

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市後期高齢者医療に関する条例 第7条から第9条まで					
例 規 番 号	平成20年条例第6号					
【根拠条文】 (過料)						
<p>第7条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科することができる。</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 303

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市国民健康保険条例 第23条の2					
例規番号	昭和35年条例第8号					
【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第23条の2 徴収職員が督促状を発した場合においては、督促状1通について80円の手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 304

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	延滞金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市国民健康保険条例 第24条第1項					
例 規 番 号	昭和35年条例第8号					
【根拠条文】 (延滞金)						
<p>第24条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から起算して1月を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の端数計算については、地方税法第20条の4の2第5項の規定を準用する。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>						
【基準】 根拠条文及び附則第3条の規定による。 (延滞金の割合の特例)						
第3条 当分の間、第24条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日			

ID: 307

担当部署: 市民生活部 保険年金室

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市国民健康保険条例 第30条から第32条まで					
例 規 番 号	昭和35年条例第8号					
【根拠条文】						
<p>第30条 本市は、世帯主が法第9条第1項又は第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>第31条 本市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第32条 本市は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>						
【基準】						
根拠条文及び第33条の規定による。						
第33条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。						
2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 225

担当部署: 市民生活部 くらしサポート課

処分の概要	見舞金の返還					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市災害見舞金等支給条例 第4条					
例 規 番 号	昭和48年条例第10号					
【根拠条文】 (見舞金の返還) 第4条 虚偽又は不正の手段により見舞金の支給を受けたことが判明した場合は、市長は、当該見舞金の返還をさせることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。 処分基準の設定が困難 (事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難)						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 188

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	損害賠償との調整による返還					
例規名 根拠条項	和泉市子どもの医療費の助成に関する条例 第7条					
例規番号	平成5年条例第22号					
【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第7条 市長は、受給者又は受給者の保護者が受給者に係る疾病又は負傷に因り損害賠償を受けたときは、助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 189

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	不正利得の返還					
例規名 根拠条項	和泉市こどもの医療費の助成に関する条例 第9条					
例規番号	平成5年条例第22号					
【根拠条文】 (不正利得の返還)						
第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 405

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	助成の制限					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市こどもの医療費の助成に関する条例 第13条					
例 規 番 号	平成5年条例第22号					
【根拠条文】 (助成の制限) 第13条 市長は、受給者の保護者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 193

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	損害賠償との調整による返還					
例規名 根拠条項	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第7条					
例規番号	昭和55年条例第17号					
【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に關し損害賠償を受けたときは、助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 194

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	不正利得の返還					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第9条					
例 規 番 号	昭和55年条例第17号					
【根拠条文】 (不正利得の返還)						
第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 406

担当部署: 子育て健康部 子育て支援室

処分の概要	助成の制限					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第13条					
例 規 番 号	昭和55年条例第17号					
【根拠条文】 (助成の制限) 第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 181

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市保健福祉センター条例 第3条第1項ただし書					
例規番号	平成14年条例第5号					
【根拠条文】 (利用の許可)						
<p>第3条 保健福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をせず、若しくは既にした利用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的として利用するとき。 (3) 保健福祉センターの設置目的に適さないとき。 (4) 施設の管理上支障があるとき。 (5) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。 <p>2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。</p>						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除)						
第10条						
2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 183

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	関係団体の登録の取消し					
例規名 根拠条項	和泉市保健福祉センター条例施行規則 第11条第2項					
例規番号	平成15年規則第25号					
【根拠条文】 (関係団体の登録) 第11条 保健福祉センターを利用するため、保健福祉関係の団体(保健、高齢者及び障害者に関する団体に限る。)として登録を受けようとするものは、別に定める団体登録申請書を市長に提出しなければならない。 2 市長は、団体の活動が保健福祉センターの目的に適しないと認めるときは、前項の登録の申請を拒否し、又は既にした登録を取り消すことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 263

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市立共同浴場条例 第2条第3項					
例規番号	平成15年条例第11号					
【根拠条文】						
(利用の許可)						
第2条 浴場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。						
2 市長は、浴場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。						
(1) 伝染性疾患があり、又は他の利用者の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる者						
(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者						
(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者						
(4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められる者						
(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当と認められる者						
3 浴場の利用者が前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。						
(公の施設における暴力団の排除)						
第10条						
2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 264

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	入浴料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市立共同浴場条例 第3条					
例規番号	平成15年条例第11号					
【根拠条文】 (入浴料) 第3条 浴場の入浴料は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の規定に基づき、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額を限度として、市長が定める。						
【基準】 根拠条文及び和泉市立共同浴場条例施行規則第2条の規定による。 (入浴料) 第2条 条例第3条の規定により市長が定める入浴料の額は、次のとおりとする。 (1) 大人(12歳以上の者をいう。以下同じ。) 240円 (2) 中人(6歳以上12歳未満の者をいう。以下同じ。) 120円 (3) 小人(6歳未満の者をいう。以下同じ。) 60円 2 指定管理者を指定した場合において条例第7条第2項の規定による読み替え後の条例第3条の規定に基づき指定管理者が定める入浴料の額は、次に掲げる範囲内とする。 (1) 大人 240円から270円まで (2) 中人 120円以下 (3) 小人 60円以下						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 277

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	利用料金の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市立和泉診療所条例 第4条第1項					
例規番号	平成11年条例第17号					
【根拠条文】 (利用料金) 第4条 診療所において診療を受ける者の料金(以下「利用料金」という。)は、次のとおりとする。 (1) 法令上の定めがある場合にあっては、当該法令の定めるところにより算定した額 (2) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合にあっては、前号に規定する額に1.5を乗じて得た額 (3) 前2号に掲げる場合以外の場合にあっては、第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額 2 前項の規定により算定し難い利用料金は、規則で定める。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 278

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室

処分の概要	手数料の徴収																																														
例規名 根拠条項	和泉市立和泉診療所条例 第5条																																														
例規番号	平成11年条例第17号																																														
【根拠条文】																																															
(手数料)																																															
第5条 診断書、証明書等を交付するときは、1通につき5,000円以内で規則で定める額の手数料を徴収する。																																															
【基準】																																															
根拠条文及び和泉市立和泉診療所条例施行規則第6条の規定による。																																															
(手数料の額)																																															
第6条 条例第5条の規定による診断書、証明書等の手数料の額は、次の表のとおりとする。																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>証明書、診断書等の種類</th><th>手数料額(1件当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>普通診断書</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>普通証明書</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>死亡診断書</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>領収証明書</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>通院・受診等証明書</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>装具等使用証明書</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>傷病手当支給申請書</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>傷病証明書</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>障がい関係申請書・診断書</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>特定疾患臨床調査個人票</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>肝炎治療等診断書</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>医学的意見書・同意書</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>身体検査診断書</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>裁判所関係診断書</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>受験入社等診断書</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>労働者災害補償保険関係診断書</td><td>労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定により算定した額</td></tr> <tr><td>自動車損害賠償保障法関係診断書・明細書</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>生命保険・簡易生命保険関係診断書</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>後遺症診断書</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>厚生年金用診断書</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>その他の診断書、証明書等</td><td>1,500円</td></tr> </tbody> </table>				証明書、診断書等の種類	手数料額(1件当たり)	普通診断書	1,000円	普通証明書	1,000円	死亡診断書	1,000円	領収証明書	1,000円	通院・受診等証明書	1,000円	装具等使用証明書	1,000円	傷病手当支給申請書	2,000円	傷病証明書	2,000円	障がい関係申請書・診断書	2,000円	特定疾患臨床調査個人票	2,000円	肝炎治療等診断書	2,000円	医学的意見書・同意書	2,000円	身体検査診断書	2,000円	裁判所関係診断書	3,000円	受験入社等診断書	3,000円	労働者災害補償保険関係診断書	労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定により算定した額	自動車損害賠償保障法関係診断書・明細書	5,000円	生命保険・簡易生命保険関係診断書	5,000円	後遺症診断書	5,000円	厚生年金用診断書	5,000円	その他の診断書、証明書等	1,500円
証明書、診断書等の種類	手数料額(1件当たり)																																														
普通診断書	1,000円																																														
普通証明書	1,000円																																														
死亡診断書	1,000円																																														
領収証明書	1,000円																																														
通院・受診等証明書	1,000円																																														
装具等使用証明書	1,000円																																														
傷病手当支給申請書	2,000円																																														
傷病証明書	2,000円																																														
障がい関係申請書・診断書	2,000円																																														
特定疾患臨床調査個人票	2,000円																																														
肝炎治療等診断書	2,000円																																														
医学的意見書・同意書	2,000円																																														
身体検査診断書	2,000円																																														
裁判所関係診断書	3,000円																																														
受験入社等診断書	3,000円																																														
労働者災害補償保険関係診断書	労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定により算定した額																																														
自動車損害賠償保障法関係診断書・明細書	5,000円																																														
生命保険・簡易生命保険関係診断書	5,000円																																														
後遺症診断書	5,000円																																														
厚生年金用診断書	5,000円																																														
その他の診断書、証明書等	1,500円																																														
備考																																															
設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和2年4月7日																																												

ID: 356

担当部署: 子育て健康部 健康づくり推進室 病院経営管理担当

処分の概要	手数料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立総合医療センターの料金等に関する条例 第3条					
例 規 番 号	昭和47年条例第10号					
【根拠条文】 (手数料) 第3条 診断書、証明書等を交付するときは、1通につき3,000円(自動車損害賠償責任保険、生命保険、損害保険等に係る診断書その他内容が複雑な文書にあっては、5,000円)以内で市長が定める額の手数料を徴収する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 159

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	まちなみ協議会の認定の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例 第14条第3項					
例 規 番 号	平成11年条例第22号					
【根拠条文】 (まちなみ協議会の認定等)						
第14条 市長は、まちなみ地区において、良好なまちなみ環境の保全育成を図ることを目的として活動する地区住民等で構成された団体を、まちなみ協議会として認定することができる。 2 市長は、前項の規定によりまちなみ協議会を認定したときは、その旨を公告するものとする。 3 市長は、第1項の規定により認定した団体が、まちなみ協議会として適当でないと認めたときは、その認定を取り消すものとする。 4 市長は、前項の規定によりまちなみ協議会の認定を取り消したときは、その旨を公告するものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 160

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例 第19条					
例 規 番 号	平成11年条例第22号					
【根拠条文】 (指導、勧告及び命令) 第19条 市長は、第11条の許可を受けないで宅地改变行為若しくは宅地の目的外利用行為を行った者、第12条第2項の許可の条件に違反する行為を行った者若しくは第13条第2項の規定による確認を受けないで区画宅地を使用し、若しくは使用させた者又はこれらについて虚偽の申請若しくは届出をした者に対して、必要な措置を探ることを指導し、勧告し、又は命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 1027

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	許可の取消し、除却命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府屋外広告物条例 第18条					
例 規 番 号	昭和24年 大阪府条例第79号					
【根拠条文】						
(許可の取消し、除却命令等)						
第18条 第3条第1項又は第8条の2第1項の許可を受けた広告物又は掲出物件が著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときは、知事は、その許可を取り消し、又は許可広告物表示者等若しくは管理者に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。						
2 許可広告物表示者等が第3条第2項又は第8条の2第2項の条件に違反したとき、又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、知事は、その許可を取り消すことができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
※大阪府屋外広告物条例第26条による事務移譲						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 27 日			

ID: 1028

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当

処分の概要	改修、移転、除却その他必要な措置命令					
例規名 根拠条項	大阪府屋外広告物条例 第19条					
例規番号	昭和24年 大阪府条例第79号					
【根拠条文】						
第19条 この条例の規定に違反した広告物又は掲出物件があるときは、知事は、当該広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置した者又はこれらの管理者に対して改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
※大阪府屋外広告物条例第26条による事務移譲						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 18 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 27 日			

ID: 163

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用料金の徴収(市長が管理する場合に限る。)					
例規名 根拠条項	和泉市駐車場条例 第9条第1項					
例規番号	平成22年条例第16号					
【根拠条文】 (利用料金等) 第9条 駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に定める額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 2 指定管理者は、利用者の利便の向上を図るために必要があると認めるときは、回数券、プリペイドカード又は定期券を発行することができる。 3 前項の回数券、プリペイドカード又は定期券の額は、別表に定める額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 4 駐車場の利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 166

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用許可の取消し等(市長が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市駐車場条例 第16条					
例規番号	平成22年条例第16号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等)						
第16条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。 (1) 前条の規定に違反したとき。 (2) 利用許可の申請に虚偽又は不正があったとき。 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 254

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	費用の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市自転車等の放置防止に関する条例 第14条第1項					
例 規 番 号	平成6年条例第19号					
【根拠条文】 (費用の徴収) 第14条 市長は、第11条から前条までの規定により自転車等を撤去し、及び保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。ただし、撤去日前に警察署に対し盜難届が提出されている自転車等については、この限りでない。 2 前項の規定により徴収する額は、別表に定める額とする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 255

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市自転車等の放置防止に関する条例 第20条					
例 規 番 号	平成6年条例第19号					
【根拠条文】 (措置命令) 第20条 市長は、第15条、第16条及び第18条の規定に違反する者に対して、相当の期間を定めて、当該違反を是正するための必要な措置を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 257

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用料金の徴収(市長が管理する場合に限る。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例 第11条第1項					
例 規 番 号	平成7年条例第5号					
【根拠条文】 (利用料金) 第11条 駐車場の利用料金は、別表第2に定める額とする。 2 駐車場の利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 259

担当部署: 都市デザイン部 都市政策室 交通担当

処分の概要	利用許可の取消し等(市長が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例 第14条					
例規番号	平成7年条例第5号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等)						
第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。 (1) 前条の規定に違反したとき。 (2) 利用許可の申請に虚偽又は不正があったとき。 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 360

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	確認、検査等の手数料の徴収
例規名 根拠条項	和泉市建築基準法施行条例 第68条
例規番号	平成13年条例第21号

【根拠条文】

(確認、検査等の手数料)

第68条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請をしようとする者又は法第18条第2項の規定による通知者(法第87条第1項において準用する場合を含む。)は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	区分		金額
	床面積の合計	申請又は通知の方法	
1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク等による場合(以下「磁気ディスク等申請」という。)	31,000円
		書類又は図書のみによる場合(以下「書類申請」という。)	33,000円
2	100平方メートルを超える200平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	42,000円
		書類申請	44,000円
3	200平方メートルを超える500平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	58,000円
		書類申請	60,000円
4	500平方メートルを超える1,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	85,000円
		書類申請	87,000円
5	1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	114,000円
		書類申請	116,000円
6	2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	273,000円
		書類申請	275,000円
7	10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	468,000円
		書類申請	470,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等申請	728,000円
		書類申請	730,000円

備考 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。ただし、法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けた場合にあっては当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による認定を受けた場合にあっては第3号又は第4号に定める面積に0.5を乗じて得た面積とする。

(1) 建築物の建築をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 既存の建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積に、既存部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積

ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたもの(確認済証の交付を受けたものとみなされたものを含む。以下同じ。)である場合

イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築であって、当該増築に係る部分の床面積が、既存部分の床面積の20分の1以下かつ50平方メートル以下であり、既存部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)

(3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更(以下この号において「当該修繕等」という。)に係

る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画を変更する部分の床面積(市長が規則で定めるところにより算定したものに限る。)に0.5を乗じて得た面積

2 法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事が審査する場合は、前項の手数料のほか、当該審査を行う1の建築物ごと(法第20条第2項に規定する部分にあっては、当該独立部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計額の手数料を納付しなければならない。

項目	床面積	金額
1 200平方メートル以下のもの		117,100円
2 200平方メートルを超える500平方メートル以下のもの		140,000円
3 500平方メートルを超える1,000平方メートル以下のもの		162,800円
4 1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以下のもの		185,700円
5 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のもの		221,900円
6 10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以下のもの		294,700円
7 50,000平方メートルを超えるもの		541,300円

備考 「床面積」とは、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に係る建築物の床面積とする。ただし、確認を受けた建築物(特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に係る建築物又は建築物の部分に限る。)の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に係る建築物の床面積(増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に0.5を乗じて得た面積とする。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第18条第16項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合に限る。)

項目	床面積の合計	金額
1 100平方メートル以下のもの		円 22,000
2 100平方メートルを超える、200平方メートル以下のもの		26,000
3 200平方メートルを超える、500平方メートル以下のもの		32,000
4 500平方メートルを超える、1,000平方メートル以下のもの		55,000
5 1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以下のもの		76,000
6 2,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以下のもの		209,000
7 10,000平方メートルを超える、50,000平方メートル以下のもの		308,000
8 50,000平方メートルを超えるもの		518,000

備考 第1項の表の備考の規定(法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定に係る建築物に係る部分は除く。)は、この表についても適用する。

(2) 法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第18条第16項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合に限る。)

項目	床面積の合計	金額
1 100平方メートル以下のもの		円 20,000
2 100平方メートルを超える、200平方メートル以下のもの		24,000
3 200平方メートルを超える、500平方メートル以下のもの		30,000
4 500平方メートルを超える、1,000平方メートル以下のもの		52,000
5 1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以下のもの		71,000
6 2,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以下のもの		199,000
7 10,000平方メートルを超える、50,000平方メートル以下のもの		288,000

8	50,000平方メートルを超えるもの	478,000
---	--------------------	---------

備考 第1項の表の備考の規定(法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定に係る建築物に係る部分は除く。)は、この表についても適用する。

(3) 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請をしようとする者又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事終了の通知者

項目	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	円 18,000
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	21,000
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	27,000
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	46,000
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	62,000
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	168,000
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	255,000
8	50,000平方メートルを超えるもの	430,000

4 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第18条第2項の規定による通知者は、第1項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項目	区分		金額
	申請又は通知に係る昇降機の内容	申請又は通知の方法	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等申請	円 19,000
		書類申請	21,000
2	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請	11,000
		書類申請	13,000
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等申請	9,000
		書類申請	11,000
4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請	7,000
		書類申請	9,000

備考 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

5 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知者

項目	区分		金額
	申請又は通知に係る建築設備の内容	申請又は通知の方法	
1	建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等申請	円 19,000
		書類申請	21,000
2	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	磁気ディスク等申請	11,000
		書類申請	13,000
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等申請	9,000
		書類申請	11,000
4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請	7,000
		書類申請	9,000

備考 金額の欄に定める金額は、1の建築設備又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

(2) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知者

項目	区分		金額
	申請又は通知の内容	申請又は通知の方法	
1	工作物を築造する場合(2の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等申請	円 16,000
		書類申請	18,000
2	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	磁気ディスク等申請	8,000
		書類申請	10,000

備考 金額の欄に定める金額は、1の工作物ごとの額とする。

- 6 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第18条第16項の規定による工事完了の通知者は、第3項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	区分	金額
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)の完了検査を受ける場合	円 18,000
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	10,000

備考 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

- 7 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による工事完了の通知者

項	区分	金額
1	建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)の完了検査を受ける場合	円 18,000
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	10,000

備考 金額の欄に定める金額は、1の建築設備又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

- (2) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第16項の規定による工事完了の通知者

項	区分	金額
1	工作物の完了検査を受ける場合	円 12,000

備考 金額の欄に定める金額は、1の工作物ごとの額とする。

- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は建築物省エネルギー法第11条第1項の規定を含む法第18条第16項の規定による工事完了の通知者は、第3項及び第6項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	建築物の用途	区分	金額
		床面積の合計	
1	工場等のみのもの	1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	70,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	105,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	131,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	163,300円
		50,000平方メートル以上のもの	226,900円
2	その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	85,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	112,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500円

		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500円	
		50,000平方メートル以上のもの	428,100円	
備考				
1 「建築物の用途」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「消費性能基準」という。)に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。				
2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積(増築又は改築(以下「増築等」という。)をする場合であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。)に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。ただし、建築物の増築等をする場合(増築等後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。)で、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第55条第1項又は建築物省エネルギー法第36条第1項の規定により建築物の増築等の認定を受け、かつ、これらの認定を建築物省エネルギー法第12条第3項の適合通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築等に係る部分の床面積の合計に当該増築等をする部分以外の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。				
3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。				
9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。				
項	区分	金額		
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の認定の申請をしようとする者	120,000円		
1の2	法第42条第1項第5号の規定による指定及び当該指定の変更又は廃止の申請をしようとする者	77,000円		
1の3	法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円		
2	法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をしようとする者	33,000円		
3	法第44条第1項第2号の規定による許可の申請をしようとする者	33,000円		
4	法第44条第1項第3号の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円		
5	法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円		
6	法第47条ただし書の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円		
7	法第48条第1項から第13項まで(各項のただし書に限る。)(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をしようとする者	180,000円		
8	法第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円		
8の2	法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円		
9	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円		
10	法第53条第4項の規定による許可の申請をしようと	60,000円		

	する者		
10の2	法第53条第5項の規定による許可の申請をしようとする者	60,000円	
11	法第53条第6項第3号の規定による許可の申請をしようとする者	33,000円	
12	法第53条の2第1項第3号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
13	法第53条の2第1項第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
14	法第55条第2項の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
15	法第55条第3項又は第4項第1号若しくは第2号の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
16	法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
17	法第57条第1項の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
17の2	法第58条第2項の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
18	法第59条第1項第3号の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
19	法第59条第4項の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
20	法第59条の2第1項の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
21	法第68条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
22	法第68条の3第2項の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
23	法第68条の3第3項の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
24	法第68条の3第4項の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
25	法第68条の4の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
26	法第68条の5の3第2項の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
27	法第68条の5の5第1項の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
28	法第68条の5の5第2項の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
29	法第68条の5の6の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円	
30	法第68条の7第5項の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
31	法第85条第6項の規定による許可の申請をしようとする者	120,000円	
31の2	法第85条第7項の規定による許可の申請をしようとする者	160,000円	
32	法第86条第1項の認定の申請をしようとする者	建築物の数が2以下である場合 建築物の数が3以上である場合	78,000円 78,000円に、建築物の数から2を減じて得た数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

33	法第86条第2項の認定の申請をしようとする者	建築物(既存の建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	78,000円	
		建築物の数が2以上である場合	78,000円に、建築物の数から1を減じて得た数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
34	法第86条第3項の許可の申請をしようとする者	建築物(既存の建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が2以下である場合	220,000円	
		建築物の数が3以上である場合	220,000円に、建築物の数から2を減じて得た数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
35	法第86条第4項の許可の申請をしようとする者	建築物(既存の建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	220,000円に、建築物の数から1を減じて得た数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
36	法第86条の2第1項の認定の申請をしようとする者	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	78,000円	
		建築物の数が2以上である場合	78,000円に、建築物の数から1を減じて得た数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
37	法第86条の2第2項の許可の申請をしようとする者	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	220,000円に、建築物の数から1を減じて得た数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
38	法第86条の2第3項の許可の申請をしようとする者	建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	220,000円に、建築物の数から1を減じて得た数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
39	法第86条の5第1項の許可及び認定の取消しの申請をしようとする者		6,400円に、現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	
40	法第86条の6第2項の規定による認定の申請をしようとする者		27,000円	
40の2	法第87条の3第6項の規定による許可の申請をしようとする者		120,000円	
40の3	法第87条の3第7項の規定による許可の申請をしようとする者		160,000円	
41	令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をしようとする者		27,000円	

備考

- 1 金額の欄に定める金額は、1の申請ごとの額とする。
- 2 32の項から39の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、36の項から38の項までに掲げる者が、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。

10 法第86条の8第1項若しくは第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下の項において同じ。)又は法第87条の2第1項の規定による全体計画認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。ただし、法第86条の8第3項の規定による認定のうち、工事期間のみを変更する場合にあっては、床面積の合計にかかわらず、手数料を21,000円とする。

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	円 33,000
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	44,000
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	60,000
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	87,000
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	116,000
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	275,000
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	470,000
8	50,000平方メートルを超えるもの	730,000

備考 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づき全体計画の認定をする場合 全体計画に基づき建築物の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する1の建築物の床面積の合計
- (2) 法第86条の8第3項の規定に基づき認定計画を変更する場合(工事期間のみを変更する場合を除く。) 当該計画を変更する部分の床面積(市長が規則で定めるところにより算定したものに限る。)に0.5を乗じて得た面積

11 令第137条の16第2号の規定による認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	27,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	36,000円
3	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	49,000円
4	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	70,000円
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	93,000円
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	220,000円
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	377,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	584,000円

備考 金額の欄に定める金額は、1の申請ごとの額とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 13 日
-------	------------------	---------	-----------------

ID: 361

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	確認、検査等の証明手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市建築基準法施行条例 第69条第2項					
例規番号	平成13年条例第21号					
【根拠条文】 (確認、検査等の証明及び手数料) 第69条 市長は、申請があった場合には、法第12条第7項の台帳に記載された事項について証明をることができる。 2 前項の申請をしようとする者は、1件につき3,000円の手数料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 152

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	手数料の徴収			
例規名 根拠条項	和泉市都市計画法施行条例 第5条			
例規番号	平成24年条例第12号			
【根拠条文】				
(手数料)				
第5条 次の表の中欄に掲げる者は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。				
項	区分	手数料の額		
1 都市計画法(以下この表において「法」という。)第29条第1項の許可のうち、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請をしようとする者	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のとき	10,000円		
	開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき	26,000円		
	開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき	51,000円		
	開発区域の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	100,000円		
	開発区域の面積が10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき	150,000円		
	開発区域の面積が30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき	210,000円		
	開発区域の面積が60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき	260,000円		
	開発区域の面積が100,000平方メートル以上のとき	360,000円		
2 法第29条第1項の許可のうち、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請をしようとする者	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のとき	15,000円		
	開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき	36,000円		
	開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき	77,000円		
	開発区域の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	140,000円		
	開発区域の面積が10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき	240,000円		
	開発区域の面積が30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき	320,000円		
	開発区域の面積が60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき	400,000円		
	開発区域の面積が100,000平方メートル以上のとき	560,000円		
3 法第29条第1項の許可のうち、1の項及び2の項に規定する目的以外の目的で行う開発行為の許可の申請をしようとする者	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のとき	100,000円		
	開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき	150,000円		
	開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき	230,000円		
	開発区域の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	310,000円		

		開発区域の面積が10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき	460,000円
		開発区域の面積が30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき	600,000円
		開発区域の面積が60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき	780,000円
		開発区域の面積が100,000平方メートル以上のとき	1,000,000円
4	法第35条の2第1項の許可の申請をしようとする者	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,000,000円を超えるときは、その手数料の額は、1,000,000円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ1の項から3の項までに規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ1の項から3の項までに規定する額 ウ その他の変更については、12,000円	
5	法第37条第1号の規定による承認の申請をしようとする者	2,000円	
6	法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をしようとする者	54,000円	
7	法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申請をしようとする者	29,000円	
8	法第43条第1項の許可の申請をしようとする者	敷地の面積が1,000平方メートル未満のとき 敷地の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき	7,700円 21,000円

		敷地の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき	44,000円
		敷地の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	77,000円
		敷地の面積が10,000平方メートル以上のとき	110,000円
9	法第45条の承認の申請をしようとする者	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であるとき又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が10,000平方メートル未満のものであるとき	2,100円
		主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が10,000平方メートル以上のものであるとき	3,200円
		その他の目的で行う開発行為であるとき	21,000円
10	法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付を受けようとする者		510円
11	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項の書面の交付を受けようとする者	法第41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可又は第43条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとするとき	980円
		法第29条第1項又は第43条第1項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付を受けようとするとき	4,800円
		法第42条第1項本文の規定により制限された建築等でないことを証する書面の交付を受けようとするとき	4,800円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日
-----------	------------------	---------	----------------

ID: 156

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	措置命令					
例規名 根拠条項	和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例 第9条					
例規番号	平成9年条例第8号					
【根拠条文】 (指導、勧告及び命令) 第9条 市長は、第5条の規定による事前協議書を提出せず、若しくは協議等を完了せず、又は第6条の規定による基準等を遵守せず宅地開発を行い、又は行わせた者に対して、必要な措置を採るよう指導し、勧告し、又は命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 161

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市特定宅地開発の手続に関する条例 第9条					
例 規 番 号	平成18年条例第8号					
【根拠条文】 (指導、勧告及び命令) 第9条 市長は、開発構想届出書又は開発構想説明状況等報告書を提出せず、特定宅地開発を行った者に対して、必要な措置を採るよう指導し、勧告し、又は命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 260

担当部署: 都市デザイン部 建築・開発指導室

処分の概要	中止命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市ラブホテル建築規制条例 第5条					
例 規 番 号	昭和57年条例第22号					
【根拠条文】 (中止命令) 第5条 市長は、前条の規制区域内においてラブホテルを建築しようとする者に対し、当該ラブホテルの建築について中止を命じることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 438

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	措置命令
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例 第8条第3項
例 規 番 号	令和5年条例第8号

【根拠条文】

(特定空き長屋等に対する措置)

- 第8条 市長は、特定空き長屋等の所有者等に対し、当該特定空き長屋等に關し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空き長屋等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き長屋等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 10 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空き長屋等に設置することができる。この場合においては、当該特定空き長屋等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 11 第3項の規定による命令については、和泉市行政手続条例(平成9年和泉市条例第16号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

和泉市 条例適用不利益処分個票

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 13 日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------------	---------	-------

ID: 439

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例 第11条					
例 規 番 号	令和5年条例第8号					
【根拠条文】 (過料)						
第11条 第8条第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。 2 第5条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、2万円以下の過料に処する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 13 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 227

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	入居の決定又は承認の取消し(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第12条(第36条及び第46条において準用する場合を含む。)					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】 (入居の決定又は承認の取消し) 第12条 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定又は承認を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正の手段により入居の決定又は承認を得たとき。 (2) 前条第2項に規定する手続をしないとき。 (3) 正当な事由がなく指定された期日までに入居しないとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 228

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	家賃の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第19条第1項
例 規 番 号	平成9年条例第22号
【根拠条文】	
(家賃の納付)	
第19条 入居者は、入居の承認を受けた日から市営住宅の賃貸借関係が終了する日(当該入居者が第33条第1項の規定による届出を行わずに当該市営住宅を退去した場合にあっては、市長が認定する日。以下同じ。)までの間に係る当該市営住宅の家賃を納付しなければならない。	
2 市営住宅の入居の承認を受けた日又は賃貸借関係が終了した日が月の中途である場合には、その月の家賃は、日割計算による。	
3 家賃の納付の期限及び方法については、規則で定める。	
4 市長は、入居者が家賃を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促するものとする。	
【基準】	
根拠条文、第16条、第17条、第34条及び第35条の規定による。	
(公営住宅の家賃の決定)	
第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第18条第3項の規定により認定された収入(同条第4項により更正された場合には、その更正後の収入。次条、第25条及び第27条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。	
2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、市長が定める。	
(改良住宅の家賃の決定)	
第17条 改良住宅(店舗及び作業所を除く。)の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)第2条第4号の第2種公営住宅に係る旧法第12条及び第13条の規定による家賃の決定の例により算出した家賃の限度となる額(以下「限度額」という。)以下で、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入に基づき、令第2条に規定する公営住宅の家賃の算定方法の例により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃は、限度額に相当する額とする。	
2 前条第2項の規定は、前項の家賃の算定について準用する。	
3 店舗及び作業所の毎月の使用料は、限度額の範囲内において市長が定める。	
(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)	
第34条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。	
(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)	
第35条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅又は改良住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅又は改良住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第17条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第11条に定める	

ところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考

設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日
-------	------------------	---------	----------------

ID: 230

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第27条第1項(第36条において準用する場合を含む。)					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】						
(収入超過者に対する家賃) 第27条 第25条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第16条第1項又は第17条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月の家賃として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払わなければならない。 (1) 公営住宅 収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項の規定により算出した額 (2) 改良住宅 収入超過者の収入を勘案し、限度額の1.8倍に相当する額以下で市長が定める額 2 第19条及び第21条の規定は、前項の家賃について準用する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 231

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第29条第1項(第36条において準用する場合を含む。)					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】						
(高額所得者に対する家賃等)						
第29条 第25条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第16条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月の家賃として、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。						
2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者が、同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。						
3 第19条の規定は第1項の家賃について、第21条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、それぞれ準用する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 233

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	社会福祉事業等に活用する市営住宅の使用料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第38条					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】 (社会福祉事業等に活用する市営住宅の使用料) 第38条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 234

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	社会福祉事業等に活用する市営住宅の使用許可の取消し(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第40条					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】 (社会福祉事業等に活用する市営住宅の使用許可の取消し) 第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第37条第1項の規定による市営住宅の使用の許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 236

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅に活用する市営住宅の家賃の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第45条第1項					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】 (家賃) 第45条 第42条の規定により使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第16条第1項、第17条第1項、第27条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする。 2 前項の入居者の収入については、第18条の規定を準用する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 238

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	公営住宅に準じて管理する住宅に活用する改良住宅の家賃の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第50条第1項					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】 (家賃) 第50条 第47条の規定により使用に供される改良住宅の毎月の家賃は、第17条第1項及び第27条第1項第2号の規定にかかわらず、当該改良住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、第16条、第27条第1項第1号及び第2項並びに第29条第1項及び第3項の規定を準用して算出した額とする。 2 前項の入居者の収入については、第18条の規定を準用する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 240

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	駐車場の使用料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第54条第1項					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】 (駐車場の使用料等) 第54条 駐車場の使用料は、次のとおりとする。						
1台につき	1月5,000円					
2 駐車場の使用料は、原則として減免又は徴収を猶予しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 242

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	駐車場の使用許可の取消し(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市営住宅条例 第55条					
例規番号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】 (駐車場の使用許可の取消し) 第55条 市長は、第52条の許可を受けた入居者(以下「使用者」という。)又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。 (1) 不正な行為により使用許可を受けたとき。 (2) 使用料を3月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。 (4) 第53条に規定する使用資格を失ったとき。 (5) その他市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 243

担当部署: 都市デザイン部 建築住宅室 住宅政策担当

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市営住宅条例 第60条					
例 規 番 号	平成9年条例第22号					
【根拠条文】 (過料) 第60条 市長は、入居者が詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 171

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当

処分の概要	改良等の措置命令(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市公園条例 第9条(第19条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和60年条例第13号					
【根拠条文】 (検査) 第9条 市長が必要と認めるときは、公園の占用状況及び業務について検査し、改良その他 の措置を命じることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 172

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当

処分の概要	監督処分(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市公園条例 第10条(第19条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和60年条例第13号					
【根拠条文】 (監督処分)						
<p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。 (4) 暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けたものに対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しく支障があると認めるとき。 (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要があると認めるとき。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 173

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市都市公園条例 第12条(第19条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和60年条例第13号					
【根拠条文】 (使用料) 第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、和泉市行政財産使用料徴収条例(昭和42年和泉市条例第7号)の例により算定した額の使用料を納付しなければならない。 3 有料公園施設を利用しようとする者は、別表第3又は別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 140-01

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	占用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成15年条例第16号					
【根拠条文】 (占用料) 第6条 市長は、占用許可を受けた者(以下「占用者」という。)から別表に定める占用料を徴収する。 2 前項の占用料の徴収方法及び還付については、和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の規定の例による。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 143-01

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	許可の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市法定外公共物管理条例 第13条					
例規番号	平成15年条例第16号					
【根拠条文】						
(許可の取消し等)						
第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。						
(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反した者						
(2) 占用許可の条件に違反した者						
(3) 詐欺その他不正な手段により占用許可を受けた者						
2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者に対して、前項の規定による処分を行い、又は必要な措置を探ることを命ずることができる。						
(1) 占用許可に係る行為又は工作物その他の物件が法定外公共物の維持管理に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。						
(2) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
【共通担当部署】						
都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当						
都市デザイン部 土木維持管理室						
設定年月日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 144-01

担当部署: 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第15条					
例 規 番 号	平成15年条例第16号					
【根拠条文】 (過料)						
<p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3条の規定に違反した者 (2) 占用許可を受けないで、第4条第1項各号に掲げる行為をした者 (3) 第13条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者 <p>2 市長は、第11条の許可を受けないで、占用許可を受けた事項を変更する行為をした者に対して、3万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>3 市長は、第10条第2項の規定に違反し、同項に規定する届出をしなかった者に対して、2,000円以下の過料を科すことができる。</p> <p>4 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 130

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	分納許可の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市道路占用料条例 第3条第3項(第10条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和42年条例第21号					
【根拠条文】 (占用料の徴収方法)						
<p>第3条 占用料は、占用許可の際徴収する。ただし、占用期間が1年以上で数会計年度にわたるものについては、初年度分は占用許可の際、次年度以降の分については当該年度分をその年度の始めに徴収する。</p> <p>2 市長は、占用料が著しく多額に上りその他特別の事由があると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、当該年度内において4回以内の分納を許可することができる。</p> <p>3 前項の規定により分納の許可をうけた者が分納の期日までに分納しないときその他市長において必要と認めるときは、分納の許可を取り消すことがある。</p> <p>4 法施行令(昭和27年政令第479号)第19条に規定する以外の国の事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条第1項に規定する公営企業に係る占用料の徴収方法については、第1項の規定にかかわらず、市長が定める。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 133

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	督促手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市道路占用料条例 第7条(第10条において準用する場合を含む。)					
例規番号	昭和42年条例第21号					
【根拠条文】 (督促手数料) 第7条 占用料を納期内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通に督促手数料80円を徴収する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 134

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	延滞金の徵収					
例規名 根拠条項	和泉市道路占用料条例 第8条第1項(第10条において準用する場合を含む。)					
例規番号	昭和42年条例第21号					
【根拠条文】 (延滞金) 第8条 法第73条第2項の規定により徵収することができる延滞金は、同条第1項の規定による督促に係る占用料の額が1,000円以上である場合に徵収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ占用料の額に年14.5パーセント(当該納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額(その額が100円に満たない場合にあってはその全額を切り捨て、その額が100円以上である場合において1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付のあった占用料の額を控除した額による。						
2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 140-02

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	占用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成15年条例第16号					
【根拠条文】 (占用料) 第6条 市長は、占用許可を受けた者(以下「占用者」という。)から別表に定める占用料を徴収する。 2 前項の占用料の徴収方法及び還付については、和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の規定の例による。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 143-02

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	許可の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市法定外公共物管理条例 第13条					
例規番号	平成15年条例第16号					
【根拠条文】 (許可の取消し等)						
第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反した者 (2) 占用許可の条件に違反した者 (3) 詐欺その他不正な手段により占用許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者に対して、前項の規定による処分を行い、又は必要な措置を探ることを命ずることができる。 (1) 占用許可に係る行為又は工作物その他の物件が法定外公共物の維持管理に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。 (2) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 144-02

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市法定外公共物管理条例 第15条					
例 規 番 号	平成15年条例第16号					
【根拠条文】 (過料)						
<p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条の規定に違反した者 (2) 占用許可を受けないで、第4条第1項各号に掲げる行為をした者 (3) 第13条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者 <p>2 市長は、第11条の許可を受けないで、占用許可を受けた事項を変更する行為をした者に対して、3万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>3 市長は、第10条第2項の規定に違反し、同項に規定する届出をしなかった者に対して、2,000円以下の過料を科すことができる。</p> <p>4 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
【共通担当部署】 都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 都市デザイン部 土木維持管理室						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 146

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	工事の再施行等の措置命令					
例規名 根拠条項	和泉市法定外公共物管理条例施行規則 第9条第2項					
例規番号	平成16年規則第6号					
【根拠条文】						
(工事の完了検査)						
第9条 占用許可に係る工事を施行した占用者は、当該工事の完了後直ちに和泉市法定外公共物工事完了届出書(様式第4号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。ただし、当該工事が法定外公共物の構造又は機能に著しい支障を及ぼすおそれのない軽易なものであると市長が認めるときは、この限りでない。						
2 市長は、前項に規定する検査の結果、法定外公共物の復旧状態その他工事の施行に欠陥があると認めるときは、工事を施行した占用者に対し法定外公共物を占用する物件又は法定外公共物の復旧に使用する材料の改善、補修、工事の再施行その他法定外公共物の管理上必要な措置を探るべきことを命ずるものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 253

担当部署: 都市デザイン部 土木維持管理室

処分の概要	勧告履行命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市自動車の放置防止及び放置自動車の適正処理に関する条例 第11条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第15号					
【根拠条文】 (勧告及び命令)						
第11条 市長は、市有地等に放置自動車がある場合において、第9条第1項及び第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	平成 27 年 10 月 13 日			

ID: 17

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立幼稚園条例 第4条					
例 規 番 号	昭和34年条例第5号					
【根拠条文】 (使用料)						
第4条 幼稚園の使用料は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額)とする。						
2 前項の使用料のうち保護者が負担すべき額及びその徴収については、規則で定める。この場合において、当該保護者が負担すべき額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の政令で定める額を限度として定めるものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 378

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市保育所条例 第3条					
例 規 番 号	昭和48年条例第40号					
【根拠条文】 (使用料)						
<p>第3条 保育所の使用料(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定による措置に係るものを除く。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育(一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。)及び延長保育(通常の保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。)に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1) 一時保育 日額3,200円</p> <p>(2) 延長保育 日額400円(月額の場合にあっては、4,000円)</p> <p>3 前2項の使用料のうち保護者が負担すべき額及びその徴収については、規則で定める。この場合において、第1項の使用料に係る保護者が負担すべき額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の政令で定める額を限度として定めるものとする。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 374

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室 幼保育成担当学童保育グループ

処分の概要	入会許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市留守家庭児童会条例 第5条					
例 規 番 号	平成27年条例第3号					
【根拠条文】 (入会の許可の取消し等)						
第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は児童会への出席を停止することができる。 (1) 児童が第3条の入会資格を喪失したとき。 (2) 保護者が次条に規定する負担金を3月分以上滞納したとき。 (3) 児童が月の初日から翌月の末日まで引き続き児童会に出席しないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が児童会の運営上必要と認めるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 375

担当部署: 教育委員会教育・こども部 こども未来室 幼保育成担当学童保育グループ

処分の概要	負担金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市留守家庭児童会条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成27年条例第3号					
【根拠条文】 (負担金)						
<p>第6条 児童会に入会した児童の保護者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、留守家庭児童会保護者負担金(以下「負担金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 負担金の額は、児童1人につき月額5,500円とする。ただし、同一世帯において2人以上の児童が入会するときは、そのうち1人を除く児童の負担金の額は、1人につき月額2,750円とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、延長利用(通常の利用時間を超えて児童会を利用することう。)に係る負担金の額は、児童1人につき月額1,500円とする。</p> <p>4 市長は、児童の属する世帯について災害、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>5 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、負担金の納付については、規則で定める。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 20

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項					
例 規 番 号	昭和60年条例第20号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第5条 市長は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。						
2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】						
根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。						
(公の施設における暴力団の排除)						
第10条						
2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 398

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第6条					
例規番号	昭和60年条例第20号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、コミュニティセンターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 21

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第8条					
例 規 番 号	昭和60年条例第20号					
【根拠条文】 (使用料) 第8条 利用者は、第3条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、別表に定める使用料を支払わなければならない。ただし、使用料を確実に徴収することができる場合として規則で定めるものについては、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 36

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市生涯学習センター条例 第7条第1項					
例規番号	平成14年条例第9号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第7条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 37

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市生涯学習センター条例 第8条					
例規番号	平成14年条例第9号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、生涯学習センターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動植物を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 38

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	利用料金の徴収(市長が管理する場合に限る。)					
例規名 根拠条項	和泉市生涯学習センター条例 第11条第1項					
例規番号	平成14年条例第9号					
【根拠条文】 (利用料金) 第11条 生涯学習センターの利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 前項に定めるもののほか、生涯学習センターの附属設備の利用料金については、市長が別に定める。 3 利用者は、別表第1(2)駐車場の表に定めるものを除き、第5条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 76

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立青少年の家条例 第5条第1項					
例 規 番 号	昭和36年条例第16号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等)						
第5条 委員会は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 緊急やむを得ない事情により市がこれを利用するとき。 (3) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 委員会は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 402

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市立青少年の家条例 第6条					
例規番号	昭和36年条例第16号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、青少年の家への立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 77

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立青少年の家条例 第8条					
例 規 番 号	昭和36年条例第16号					
【根拠条文】 (使用料) 第8条 利用者は、第3条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、別表に定める使用料を支払わなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 82

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室

処分の概要	許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例 第5条					
例 規 番 号	平成6年条例第8号					
【根拠条文】						
(許可の取消し等) 第5条 教育委員会は、利用者(第2条の許可を受けた者を含む。以下同じ。)がこの条例の規定に違反した場合又は暴力団を利用するおそれがあると認められる場合若しくは公益上やむを得ない場合は、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは森林浴コースからの退去を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文及び和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (許可の取消) 第5条 第3条の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、同条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは森林浴コースからの撤去を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により第3条の許可を受けた場合 (2) 第3条第2項の条件に違反した場合 (3) 条例第3条又は前条の規定に違反した場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める場合						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 423

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	館内利用の制限等					
例規名 根拠条項	和泉市立図書館条例 第4条第1項					
例規番号	平成22年条例第21号					
【根拠条文】 (館内利用の制限等)						
第4条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。 (1) 他の利用者の迷惑になると認められるとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 図書館の設置目的に反するおそれがあると認められるとき。 (4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。 2 前項の規定により制限又は禁止を受ける者に対し、委員会はあらかじめその理由を明示しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成31年4月9日	最終変更年月日	令和2年4月7日			

ID: 400

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	集会室の利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立図書館条例 第8条第1項					
例 規 番 号	平成22年条例第21号					
【根拠条文】 (集会室の利用許可の取消し等) 第8条 委員会は、集会室の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に對し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 委員会は、前項の規定によって集会室の利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 44

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

処分の概要	利用料金の徴収(教育委員会が管理する場合に限る。)					
例規名 根拠条項	和泉市立図書館条例 第13条第1項及び第2項					
例規番号	平成22年条例第21号					
【根拠条文】						
(集会室の利用料金)						
第13条 集会室の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。						
2 前項に定めるものほか、集会室の附属設備の利用料金については、市長が別に定める。						
3 集会室の利用者は、第6条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。						
4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
5 市長は、第1項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。						
6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。						
7 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
和泉市立図書館条例施行規則第20条の規定による。						
(附属設備の利用料金)						
第20条 条例第13条第2項に規定する附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 84

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立体育館条例 第10条第1項					
例 規 番 号	昭和51年条例第7号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等)						
第10条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除)						
第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 421

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立体育館条例 第11条					
例 規 番 号	昭和51年条例第7号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、体育館への立入りを拒み、又は退去を命ぜることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動植物を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 30 年 10 月 3 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 85

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の徴収(教育委員会が管理する場合に限る。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立体育館条例 第12条第1項					
例 規 番 号	昭和51年条例第7号					
【根拠条文】 (利用料金) 第12条 体育館の利用料金は、別表第1から別表第4までに定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 利用者は、第8条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 3 前2項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 90

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市立運動施設条例 第5条第1項					
例規番号	昭和59年条例第8号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第5条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 91

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市立運動施設条例 第6条					
例 規 番 号	昭和59年条例第8号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、運動施設への立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動植物を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 92

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の徴収(教育委員会が管理する場合に限る。)					
例規名 根拠条項	和泉市立運動施設条例 第11条第1項					
例規番号	昭和59年条例第8号					
【根拠条文】 (利用料金) 第11条 運動施設の利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 利用者は、第3条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 3 前2項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 97

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用許可の取消し等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例規名 根拠条項	和泉市温水プール条例 第6条第1項					
例規番号	平成8年条例第19号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第6条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。 (2) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 98

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	利用料金の徴収(教育委員会が管理する場合に限る。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市温水プール条例 第12条第1項					
例 規 番 号	平成8年条例第19号					
【根拠条文】 (利用料金) 第12条 温水プールの利用料金は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。 2 利用者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、定期利用料金及び市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。 3 前2項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 102

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

処分の概要	退去命令等(指定管理者が管理する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市温水プール条例 第7条					
例 規 番 号	平成8年条例第19号					
【根拠条文】 (立入りの制限等)						
第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、温水プールへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動植物を持ち込もうとする者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (3) 暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 74

担当部署: 教育委員会生涯学習部 生涯学習推進室 青少年センター

処分の概要	使用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市立青少年センター条例 第4条ただし書					
例規番号	昭和54年条例第2号					
【根拠条文】 (使用許可)						
第4条 センターの施設を使用しようとするときは、委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止することがある。 (1) 管理上支障があるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不適当と認めるとき。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除) 第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 7 日			

ID: 66

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	退館命令					
例規名 根拠条項	和泉市いづみの国歴史館条例 第6条第2項					
例規番号	平成10年条例第27号					
【根拠条文】 (入館の許可)						
<p>第6条 歴史館に入館しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を許可せず、又は退館を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歴史館の施設、附属設備及び資料等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯する者 (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す者 (4) めいていしている者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められる者 (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者 						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 67

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	入館料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市いづみの国歴史館条例 第7条第2項					
例規番号	平成10年条例第27号					
【根拠条文】 (入館料) 第7条 歴史館の入館料は、無料とする。						
2 前項の規定にかかわらず、特別展又は企画展(常設展以外の展示をいう。)を催したときは、入館料を徴収することができる。 3 前項の入館料は、1,000円を超えない範囲において、市長が別に定める。 4 市長は、別に定める特別の理由があるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。 5 既納の入館料は、返還しない。ただし、別に定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。						
【基準】 根拠条文及び和泉市いづみの国歴史館運営規則第8条の規定による。 (特別展等の入館料) 第8条 条例第7条第2項及び第3項に規定する特別展等の入館料は、別表1のとおりとする。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 70

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	退去命令等					
例規名 根拠条項	和泉市史跡公園条例 第4条					
例規番号	平成12年条例第26号					
【根拠条文】 (入園の制限)						
第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、入園を拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (3) 施設、展示品、設備等(以下「施設等」という。)を汚損し、又は損傷するおそれがある者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利用するおそれがあると認められる者 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 72

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市史跡公園運営規則 第7条					
例 規 番 号	平成13年教育委員会規則第3号					
【根拠条文】						
(許可の取消し)						
第7条 特別利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、当該許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは史跡公園からの退去を命ずることができる。						
(1) 偽りその他不正の手段により特別利用の許可を受けた場合						
(2) 条例第4条又は第6条の規定に違反した場合						
(3) 第5条第2項の条件に違反した場合						
(4) 前3号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める場合						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 105

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市文化財保護条例 第16条第4項					
例 規 番 号	平成8年条例第14号					
【根拠条文】 (現状変更の制限) 第16条 市指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとる場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。 3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 107

担当部署: 教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市文化財保護条例 第37条第3項において準用する第16条第4項					
例 規 番 号	平成8年条例第14号					
【根拠条文】						
(現状変更等の制限)						
第37条 市指定史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとる場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。						
2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。						
3 第1項の規定による許可を与える場合には、第16条第3項及び同条第4項の規定を準用する。						
4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項により準用する第16条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。						
【基準】						
準用する第16条の規定による。						
(現状変更の制限)						
第16条 市指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとる場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。						
2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。						
3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。						
4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。						
5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 52

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	入館料等の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市美術館条例 第5条					
例規番号	昭和57年条例第25号					
【根拠条文】 (入館料等の納付) 第5条 常設展(美術品等の常時展示をいう。以下同じ。)の開催時に美術館に入館しようとする者(中学生以下の者を除く。)は、別表第1に定める入館料を納付しなければならない。 2 特別展(常設展以外の展示をいう。以下同じ。)の開催時に美術館に入館しようとする者(中学生以下の者を除く。)は、別表第2に定める入館料を納付しなければならない。 3 美術品等資料を利用しようとする者で、第3条の許可を受けた者は、別表第3に定める利用料を納付しなければならない。 4 美術館の施設等を使用しようとする者で、第4条の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 55

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	退館命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市美術館条例 第8条					
例 規 番 号	昭和57年条例第25号					
【根拠条文】 (入館の制限)						
第8条 委員会は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) 展示台を汚損し、又は損傷するおそれのある者 (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯する者 (3) めいていしている者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利用するおそれがあると認められる者 (5) その他管理上必要な指示に従わない者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 59

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	使用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市市民創作教室条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成11年条例第7号					
【根拠条文】 (使用許可の取消し等)						
第6条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、使用許可の取消し又は使用の中止を命ずることができる。 (1) 前条に規定する事由が発生したとき。 (2) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市は、前項の規定によって使用者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】 根拠条文及び和泉市暴力団排除条例第10条第2項の規定による。 (公の施設における暴力団の排除)						
第10条 2 市長等は既に公の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団等の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 60

担当部署: 教育委員会生涯学習部 美術館

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市市民創作教室条例 第8条					
例 規 番 号	平成11年条例第7号					
【根拠条文】 (使用料) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 315

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	許可の取消し及び撤去命令等					
例規名 根拠条項	和泉市上下水道部庁舎管理規程 第4条第5項					
例規番号	平成26年上下水道規程第4号					
【根拠条文】						
(許可を必要とする行為)						
第4条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理者に許可を受けなければならない。						
(1) 物品の販売、宣伝、保険の勧誘、寄附の募集その他これらに類する物品を掲示し、又は配布すること。						
(2) 印刷物、ポスター、旗、のぼり、プラカード、宣伝ビラ、広告物その他これらに類する物品を掲示し、又は配布すること。						
(3) テントその他の施設を設置し、又は物件を置くこと。						
(4) 市の機関以外の者が主催する集会のため庁舎を使用すること。						
(5) 面会、見学等を集団で行うこと。						
(6) 危険物を庁舎に搬入すること。						
(7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められる行為をすること。						
2 管理者は、前項各号の行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるときは、当該行為を許可しない。						
3 管理者は、第1項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。						
4 第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ和泉市上下水道部庁舎使用許可申請書(様式第1号)を管理者に提出し、管理者は、許可を決定したときは当該申請人に対し、その旨を和泉市上下水道部庁舎使用許可証(様式第2号)により通知するものとする。ただし、管理者が軽易なものと認めたときは、口頭による申請をもって和泉市上下水道部庁舎使用許可申請書に代えることができる。						
5 管理者は、第1項の許可を受けた者が第2項の規定に該当することが判明し、又はその許可の内容若しくは第3項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、管理者は当該物件を撤去することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 316

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	撤去命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市上下水道部庁舎管理規程 第5条第2項					
例 規 番 号	平成26年上下水道規程第4号					
【根拠条文】						
(禁止行為)						
第5条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。						
(1) 所定の場所以外に自動車、自転車その他の物品を置くこと。						
(2) 庁舎に用務のない者が駐車すること。						
(3) 所定の場所以外にタバコの吸い殻、マッチの燃残り、紙くず、汚物等を投棄すること。						
(4) 危険な場所その他指定された場所以外の場所において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。						
(5) 庁舎及び物件を毀損し、庁舎の美観を損し、又は不潔な行為をすること。						
(6) 多数集合して練り歩くこと。						
(7) 粗野若しくは乱暴な言動又は放歌高唱等によるけん騒な行為をすること。						
(8) 正当な理由がなく凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。						
(9) 金品、物品等の寄附の強要又は押売をすること。						
(10) 職員に面会を強要すること。						
(11) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序を乱し、公務の妨げになるような行為をすること。						
2 管理者は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、管理者は、当該物件を撤去することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 317

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市上下水道部行政財産使用許可規程 第6条					
例規番号	平成24年上下水道規程第2号					
【根拠条文】						
(使用料の納入)						
第6条 第4条の規定により行政財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用を開始する日前にその使用期間に係る使用料の全額(使用期間が1年を超える場合にあっては、当該年度に係る使用料の額)を納入しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納入することができる。						
【基準】						
根拠条文、第7条及び第8条の規定による。						
(使用料の額)						
第7条 使用料の額は、別表に定める算定基準により算出した額とする。 (公募により使用者を選定する場合の特例)						
第8条 行政財産の使用者を公募により選定する場合は、別表に定める額に加えて、公募により決定した額を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 366

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	使用許可の取消し					
例規名 根拠条項	和泉市上下水道部行政財産使用許可規程 第13条第1項					
例規番号	平成24年上下水道規程第2号					
【根拠条文】 (使用許可の取消し)						
第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用を許可した行政財産を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。 (2) 使用者が許可の条件に違反する行為をしたと認められるとき。 (3) 第3条第2項各号の規定に該当することとなったとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に取り消す必要があると認めるとき。 2 前項の規定により使用許可を取り消した場合は、管理者は、当該取消しにより使用者に生じた損失について、その責めを負わない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 336

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	和泉市下水道条例 第18条第1項(第32条において準用する場合を含む。)
例規番号	昭和53年条例第2号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第18条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、1月ごとに又は隨時に徴収することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。

【基準】

根拠条文及び第19条の規定による。

(使用料の算定方法)

第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

水量区分		金額
一般汚水	基本料金	520円
従量料金(1立方メートルにつき)	10立方メートルまで	56円
	11立方メートル~20立方メートルまで	122円
	21立方メートル~30立方メートルまで	136円
	31立方メートル~50立方メートルまで	150円
	51立方メートル~100立方メートルまで	177円
	101立方メートル~300立方メートルまで	204円
	301立方メートル~500立方メートルまで	231円
	501立方メートル~1,000立方メートルまで	265円
	1,001立方メートル~5,000立方メートルまで	279円
	5,001立方メートル以上	292円
浴場営業用汚水(1立方メートルにつき)		20円

- 備考 「浴場営業用汚水」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた公衆浴場のうち物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の規定により公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から公共下水道に排除される汚水をいう。
- 2 使用者が排除した汚水で、その処理に特別の費用を要するものについては、第1項に規定する料金の3倍の額の範囲内で管理者が定める。
 - 3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
 - (3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い、使用する水の量が排除汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排除した汚水の量及びその算出

の根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載事項を勘案して、その使用者の排除汚水量を認定するものとする。

(特別な場合における使用料の算定)

第19条の2 略

和泉市下水道条例施行規程第18条の規定による。

和泉市公共下水道排除汚水量の認定に関する要綱の規定による。

和泉市公共下水道排除汚水量の減量認定に関する要綱の規定による。

備考

設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和2年4月7日
-------	------------	---------	----------

ID: 337

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市下水道条例 第21条第1項(第32条において準用する場合を含む。)					
例規番号	昭和53年条例第2号					
【根拠条文】 (手数料) 第21条 手数料は、次に定めるところにより申込者からこれを徴収する。 (1) 証明手数料 1件につき300円 (2) 指定業者登録手数料 1件につき10,000円(更新の場合にあっては、5,000円) (3) 証書交付手数料 1件につき2,000円 2 前項の手数料は、還付しない。ただし、管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 7 日			

ID: 342-1

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第34条から第36条まで					
例 規 番 号	昭和53年条例第2号					
【根拠条文】						
(罰則)						
第34条 次の各号のいずれかに掲げる者に対して5万円以下の過料に処する。						
(1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者						
(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者						
(3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者						
(4) 第12条及び第13条又は第15条の規定に違反した者						
(5) 第16条第1項の規定による届出を怠った者						
(6) 第17条第1項の規定による除害施設の設置又は改善その他の措置を命じられ、これを拒否し、又は怠った者						
(7) 第17条第2項又は第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者						
(8) 第28条第2項の規定による指示に従わなかった者						
(9) 第5条第1項若しくは第24条の規定による申請書若しくは書類、第5条第2項前段若しくは第16条の規定による届出書、第19条第3項第3号の規定による申請書又は第20条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者						
第35条 偽りその他不正な手段により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍の金額に相当する額以下の過料に処する。						
第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
【共通担当部署】						
上下水道部 お客さまサービス課						
上下水道部下水道整備課						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 345

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	指定の取消し又は停止					
例規名 根拠条項	和泉市指定排水設備工事業者規程 第11条第2項					
例規番号	平成23年上下水道規程第11号					
【根拠条文】						
(指定の取消し又は停止)						
第11条 管理者は、指定業者から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。						
2 管理者は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は1年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。						
(1) 下水道関係法令等に違反したとき。 (2) 第4条第1項各号の規定に該当することとなったとき。 (3) その他業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が指定業者として不適当と認めたとき。						
3 管理者は、前項の規定による指定の取消し又は指定の効力を停止する必要があるときは、和泉市行政手続条例(平成9年和泉市条例第16号)第3章の規定に基づく手続等を行うものとする。						
4 第1項及び第2項の処分による損害については、管理者はその責を負わない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
和泉市指定排水設備工事業者規程第12条及び第13条の規定による。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 351

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	督促手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第10条					
例規番号	平成元年条例第8号					
【根拠条文】 (督促手数料) 第10条 法第75条第3項の規定により督促をした場合には督促状1通につき80円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
和泉市債権管理条例第6条の規定による。						
和泉市債権管理条例施行規則第3条の規定による。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 352

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	延滞金の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第11条第1項					
例規番号	平成元年条例第8号					
【根拠条文】 (延滞金)						
<p>第11条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>						
<p>【基準】 根拠条文及び附則第3項の規定による。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>						
備考						
設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和3年4月7日			

ID: 354

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	徴収猶予の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第10条 第1項					
例 規 番 号	平成23年上下水道規程第10号					
【根拠条文】 (徴収猶予の取消し)						
<p>第10条 管理者は、前条第3項の規定により負担金の徴収猶予を承認した受益者について、その後、財産の状況その他の事情の変化により、徴収猶予を継続することが適当でないと認めたときは、当該徴収猶予の取消しを下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第6号)により当該受益者に通知するものとする。</p> <p>2 管理者は、前項の規定に基づく徴収猶予の取消しをしたときは、当該猶予期間に係る負担金を一時に徴収することができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 355

担当部署: 上下水道部 お客さまサービス課

処分の概要	負担金の減免の取消し等					
例規名 根拠条項	和泉市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第12条					
例規番号	平成23年上下水道規程第10号					
【根拠条文】 (負担金の減免の変更及び取消し) 第12条 管理者は、前条第3項の規定により負担金の減免を承認したのち、当該土地又は受益者について減免の基準と相違が生じたときは、その事由が発生した日以後の納期に係る負担金について減免率の変更又は減免の取消しをすることができる。この場合において管理者は、その旨を下水道事業受益者負担金減免変更・取消通知書(様式第10号)により受益者に通知するものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 323

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市水道事業給水条例 第34条第1項					
例規番号	平成9年条例第30号					
【根拠条文】 (手数料) 第34条 手数料は、申込者から、申込みの際これを徴収する。 2 手数料の種別及び額は、別表第2のとおりとする。 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者において必要と認めるときは、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 326

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	加入金の徵収
例規名 根拠条項	和泉市水道事業給水条例 第37条第1項
例規番号	平成9年条例第30号

【根拠条文】

(加入金の徵収)

第37条 管理者は、給水装置を新設し、又は改造しようとする者から、加入金を徵収する。

2 前項の加入金は、工事申込みの際に徵収する。ただし、管理者がその必要がないと認めるとときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文及び第37条の2から第37条の5までの規定による。

(新設工事の場合の加入金の額)

第37条の2 給水装置を新設するときの加入金の額は、当該給水装置のメーターの口径の区分に応じて次の表に定める額(以下「メータ一口径別金額」という。)に消費税額等相当額を加えて得た額とする。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	210,000円
40ミリメートル	580,000円
50ミリメートル	1,010,000円
75ミリメートル	2,390,000円
100ミリメートル	3,690,000円
150ミリメートル	14,900,000円
200ミリメートル	31,210,000円
250ミリメートル	61,890,000円

2 市が行う事業等により、給水装置の所有者が、当該給水装置を廃止して他の場所に給水装置を新たに設置しようとするときの加入金の額は、新設する給水装置のメータ一口径別金額と既設の給水装置のメータ一口径別金額との差額に消費税額等相当額を加えて得た額とする。ただし、新設する給水装置のメータ一口径別金額が既設の給水装置のメータ一口径別金額に満たない場合は、その差額は還付しない。

(改造工事の場合の加入金の額)

第37条の3 既設の給水装置を改造するときの加入金の額は、次のとおり算出した額に消費税額等相当額を加えて得た額とする。

(1) 給水装置の所有者が、当該給水装置を廃止して、同一敷地内に給水装置を新たに設置しようとするときは、改造後の給水装置のメータ一口径別金額と改造前の給水装置のメータ一口径別金額との差額とする。ただし、改造後の給水装置のメータ一口径別金額が改造前の給水装置のメータ一口径別金額に満たない場合は、その差額は還付しない。

(2) 給水装置の所有者が、当該給水装置を廃止して、同一敷地内に2以上の給水装置を設置しようとするときは、改造後の給水装置のメータ一口径別金額の合計額と改造前の給水装置のメータ一口径別金額との差額とする。ただし、改造後の給水装置のメータ一口径別金額の合計額が改造前の給水装置のメータ一口径別金額に満たない場合は、その差額は還付しない。

(貯水槽水道を設置する共同住宅等の加入金の額)

第37条の4 貯水槽水道を設置する共同住宅等において、貯水槽水道ごとに管理者が設置するメーター(以下「親メーター」という。)により使用水量を計量する場合の加入金の額は、当該親メーターに係るメータ一口径別金額に消費税額等相当額を加えて得た額とする。

2 前項の共同住宅等において、親メーターのほかに、第21条第2項の規定に基づき管理者が

各戸の装置に設置するメーター(以下「子メーター」という。)により使用水量を計量する場合の加入金の額は、当該子メーターに係るメータ一口径別金額の合計額に消費税額等相当額を加えて得た額とする。

(区域外給水の取扱い)

第37条の5 本市の区域外へ給水する場合においても、前4条(第37条の2第2項を除く。)の規定により加入金を徴収し、本市以外の者から給水を受けることとなったときも、還付しない。

2 本市の区域内において、現に本市以外の者から給水を受けている場合であって、本市以外の者からの給水を廃止し、引き続き同一敷地内において、本市から給水を受けることとなったときは、加入金を徴収しない。

備考

設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------

ID: 329

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	過料					
例規名 根拠条項	和泉市水道事業給水条例 第40条及び第41条					
例規番号	平成9年条例第30号					
【根拠条文】 (違反処分)						
<p>第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、5万円以下の過料に処し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水道料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。 (2) 職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。 (3) 正規の手続を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用したとき。 (4) 供給を受けた水を濫用し、又は管理者の許可を受けないでこれを販売若しくは譲渡したとき。 (5) みだりに私設消火栓の封を破棄し、又は止水栓若しくは仕切弁を開閉したとき。 (6) 障害物によりメーターの検針を不能にしたとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反したとき。 <p>(水道料金等を免れた者に対する過料)</p> <p>第41条 市長は、詐欺その他不正の行為によって水道料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処すことができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 331

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市指定給水装置工事事業者規程 第7条					
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第4号					
【根拠条文】						
(指定の取消し)						
第7条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の指定を取り消すことができる。						
(1) 不正の手段により第4条の指定を受けたとき。						
(2) 第4条各号に適合しなくなったとき。						
(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。						
(4) 第11条各項の規定に違反したとき。						
(5) 第12条に規定する工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。						
(6) 第13条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。						
(7) 第14条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。						
(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 332

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定の停止					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市指定給水装置工事事業者規程 第8条					
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第4号					
【根拠条文】 (指定の停止) 第8条 管理者は、前条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 387

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	分担金の徴収					
例規名 根拠条項	和泉市公共浄化槽条例 第15条第1項					
例規番号	平成27年条例第1号					
【根拠条文】 (分担金の賦課及び徴収) 第15条 管理者は、公共浄化槽の設置について、受益者から地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条に規定する分担金を徴収するものとする。 2 前項の分担金の額は、別表第1のとおりとする。 3 管理者は、分担金の額を定めたときは、遅滞なく分担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。 4 受益者は、前項の納付期日までに分担金を納付しなければならない。 5 分担金は、一括して徴収するものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 389

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第18条第1項					
例 規 番 号	平成27年条例第1号					
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第18条 管理者は、公共浄化槽の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 使用料は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、1月ごとに又は隨時に徴収することができる。						
【基準】 根拠条文及び第19条の規定による。 (使用料の算定方法) 第19条 使用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額を加えて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 2 使用月の途中で公共浄化槽の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料の額については、当該使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した月における次の各号に掲げる使用日数の区分に応じ、当該各号に定める額を当該月の使用料の額とする。 (1) 使用日数が15日以下のとき 前項の額の2分の1の額。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (2) 使用日数が15日を超えるとき 前項の額						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 391

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	措置命令					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第22条第3項					
例 規 番 号	平成27年条例第1号					
【根拠条文】 (使用者等の責務等)						
<p>第22条 使用者は、雨水、土砂、ごみ、油脂、農薬その他公共浄化槽の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある物を公共浄化槽に投入し、又は排除してはならない。</p> <p>2 使用者又は公共浄化槽が設置された住宅等の所有者若しくは住宅等の敷地の所有者その他の権原を有する者(以下「使用者等」という。)は、公共浄化槽の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>3 管理者は、使用者等が前2項の規定に違反していると認めるときは、その改善のため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 使用者等は、管理者が行う公共浄化槽の保守点検、清掃等の作業を適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 393

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市公共浄化槽条例 第32条					
例 規 番 号	平成27年条例第1号					
【根拠条文】						
<p>第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第10条の規定に違反した者 (2) 第12条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者 (3) 第13条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (4) 排水設備等の新設等を行って第14条の規定による届出を同条に規定する期間内に行わなかつた者 (5) 第17条又は第24条の規定による届出を怠つた者 (6) 第22条第3項の規定による管理者の命令に違反した者 (7) 第25条第3項の規定による管理者の指示に従わなかつた者 (8) 第29条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者 (9) 第4条第1項若しくは第25条第1項の規定による申請書、第8条第1項、第17条、第24条若しくは第27条第2項の規定による届出書又は第23条第1項の規定による申込書で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は申込者 <p>2 詐欺その他不正な手段により、分担金又は使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額以下の過料に処する。</p> <p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の過料を科する。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 340

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	占用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第26条第2項(第30条及び第32条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和53年条例第2号					
【根拠条文】						
(占用)						
第26条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占用物件」という。)を設け、継続して下水道の施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。						
2 管理者は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。						
(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件						
(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件						
(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち、企業的性格を有しない事業に係る占用物件						
(4) 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件						
(5) 水道又はガス等を各戸へ引き込むための私設管等の設置のための占用物件						
【基準】						
根拠条文及び第27条の規定による。						
(占用料)						
第27条 前条第2項に規定する占用料の額及び徴収方法については、和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の規定を準用する。この場合において「道路」とあるのは、「公共下水道の敷地又は排水施設」と読み替えるものとする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 341

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	原状回復の指示					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第28条第2項(第30条及び第32条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和53年条例第2号					
【根拠条文】 (原状回復) 第28条 第26条第1項の占用許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると管理者において認めたときは、この限りでない。 2 管理者は、第26条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 342-2

担当部署: 上下水道部 下水道整備課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市下水道条例 第34条から第36条まで					
例 規 番 号	昭和53年条例第2号					
【根拠条文】						
(罰則)						
第34条 次の各号のいずれかに掲げる者に対して5万円以下の過料に処する。						
(1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者						
(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者						
(3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者						
(4) 第12条及び第13条又は第15条の規定に違反した者						
(5) 第16条第1項の規定による届出を怠った者						
(6) 第17条第1項の規定による除害施設の設置又は改善その他の措置を命じられ、これを拒否し、又は怠った者						
(7) 第17条第2項又は第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者						
(8) 第28条第2項の規定による指示に従わなかった者						
(9) 第5条第1項若しくは第24条の規定による申請書若しくは書類、第5条第2項前段若しくは第16条の規定による届出書、第19条第3項第3号の規定による申請書又は第20条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者						
第35条 偽りその他不正な手段により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍の金額に相当する額以下の過料に処する。						
第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
【共通担当部署】						
上下水道部 お客さまサービス課						
上下水道部下水道整備課						
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 17 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 394

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	指定催しの指定					
例 規 名 根 拠 条 項	和泉市火災予防条例 第42条の2第1項					
例 規 番 号	昭和37年条例第11号					
【根拠条文】						
(指定催しの指定)						
第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。						
2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。						
3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 13 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 437

担当部署: 議会事務局 総務課

処分の概要	過料					
例規名 根拠条項	和泉市議会の個人情報の保護に関する条例 第57条					
例規番号	令和5年条例第16号					
【根拠条文】 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	令和5年4月13日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 13

担当部署: 各課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	和泉市手数料条例 第2条第1項
例規番号	昭和31年条例第36号
【根拠条文】	
(種類及び金額)	
第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。	
(1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付 1通につき300円	
(2) 住民票に記載した事項に関する証明 1通につき300円	
(3) 削除	
(4) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明 1通につき450円	
(5) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明 1通につき750円	
(6) 戸籍に記載した事項に関する証明 1件につき350円	
(7) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 1件につき450円	
(8) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の届出その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。	
(9) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧 1件につき350円	
(10) 埋火葬に関する証明 1通につき300円	
(11) 租税又は公課に関する証明 1件につき300円	
(12) 土地、家屋その他の資産に関する証明 1件につき300円	
(12)の2 住宅用家屋証明の交付 1件につき1,300円	
(12)の3 納税に関する証明 1件につき300円	
(12)の4 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条又は第78条の規定(これらの規定を準用する法令の規定を含む。)による書面、書類若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面等の交付 実費の範囲内において規則で定める額	
(13) 営業又は職業に関する証明 1件につき300円	
(14) 農地又は農業に関する証明 1件につき300円	
(14)の2 土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定に基づく土地改良区の土地改良事業計画若しくは定款の記載事項又は役員に係る事項に関する証明 1件につき510円	
(14)の3 土地改良法の規定に基づく土地改良区の代表者の印鑑及び資格に関する証明 1件につき510円	
(14)の4 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による事業者の指定申請又は指定の更新申請(次号に掲げるものを除く。) 1件につき別表第1の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
(14)の5 介護保険法の規定による事業者の指定申請又は指定の更新申請のうち、複数の申請を同時に行う場合(当該申請に係るサービスの種類が同種のものである場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。) 1件につき別表第1の2の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
(15) 都市計画に関する証明 1件につき300円	
(15)の2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次号及び別表第1の3において「旧法」という。)第8条第1項本文の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額	
(15)の3 旧法宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可申請 1件につき別表第1の	

3に定める額

- (15)の4 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条の規定による書面の交付 1件につき別表第1の3に定める額
- (16) 優良宅地造成認定申請 1件につき別表第2に定める額
- (16)の2 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第14項及び第38条の4第24項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請 1件につき31,000円
- (16)の3 租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づく特定民間再開発事業認定申請 1件につき32,000円
- (16)の4 租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定に基づく地区外転出事情認定 1件につき24,000円
- (17) 優良住宅新築認定申請 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは1件につき6,200円、100平方メートルを超える500平方メートル以下のときは1件につき8,600円、500平方メートルを超える2,000平方メートル以下のときは1件につき13,000円、2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のときは1件につき35,000円、10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以下のときは1件につき43,000円、50,000平方メートルを超えるときは1件につき58,000円
- (17)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。)第5条第1項から第7項までの規定による認定申請 次に定める額の合計額
- ア 1件につき別表第2の2の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- イ 法第6条第2項の規定により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(法第8条第2項において準用する場合を含み、以下この号において「みなし確認審査」という。)の申出をしようとする場合にあっては、1件につき和泉市建築基準法施行条例(平成13年和泉市条例第21号。以下この号において「条例」という。)第68条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額。この場合において、同表区分の欄中「申請又は通知」とあるのは、「申出」とする。
- ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項ただし書の規定により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事が審査する場合に限る。)にあっては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額
- エ みなし確認審査において、建築基準法施行令第146条各号に規定する昇降機に係る部分を含む申出をしようとする場合にあっては、1の昇降機ごとに条例第68条第4項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額。この場合において、同表区分の欄中「申請又は通知」とあるのは、「申出」とする。
- (17)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額
- ア 1件につき別表第2の6の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第2号に規定する共同住宅等(以下「共同住宅等」という。)であって、変更の内容が住棟全体に及ばない場合は、別表第2の6に掲げる手数料の額を住戸全ての数で除して得た額(その金額に100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)に変更しようとする住戸の数を乗じて得た額。ただし、別表第2の6に掲げる額を上限とする。)
- イ 前号イからエまでに定める額
- (17)の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による変更の認定申請 1件につき1,500円
- (17)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認申請 1件につき1,500円
- (17)の5の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可申請 1件につき160,000円
- (17)の6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号、第17号の8及び別表第2の7において「法」という。)第53条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額

ア 1件につき別表第2の7の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
 イ 法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(法第55条第2項において準用する場合を含み、以下この号において「みなし確認審査」という。)の申出をしようとする場合にあっては、1件につき和泉市建築基準法施行条例(以下この号において「条例」という。)第68条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額。この場合において、同表区分の欄中「申請又は通知」とあるのは、「申出」とする。

ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項ただし書の規定により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事が審査する場合に限る。)にあっては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額

エ みなし確認審査において、建築基準法施行令第146条第1項各号に規定する昇降機に係る部分を含む申出をしようとする場合にあっては、1の昇降機ごとに条例第68条第4項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額。この場合において、同表区分の欄中「申請又は通知」とあるのは、「申出」とする。

(17)の7 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この号において「法」という。)第55条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額

ア 1件につき別表第2の11(変更の認定申請をしようとする認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る評価方法(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、次号、別表第2の7及び別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。)が、当該認定低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定又は法第55条第1項の変更の認定(以下この号、次号及び別表第2の7において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合は、別表第2の7)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 前号イからエまでに定める額

(17)の8 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2に規定する書面の交付 1件につき別表第2の12(軽微な変更(法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。別表第2の12及び別表第2の13において同じ。)をしようとする認定低炭素建築物新築等計画に係る評価方法が、当該認定低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないものに係る場合は、別表第2の13)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(17)の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号及び第17号の14において「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定による判定(次号、別表第2の14及び別表第2の15において「判定」という。)申請 1件(次のいずれかの1の建築物ごとに1件とする。次号及び第17号の11において同じ。)につき別表第2の14の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この号において同じ。)に含まれる他の建築物(法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)(建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。)に係る評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。)が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法(建築物エネルギー消費性能誘導基準(法第35条第1項第4号の建築物エネルギー消費性能誘導基準をいう。)(当該他の建築物の部分に限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号の設計一次エネルギー消費量に係るイ又はロの区分に限る。)と同じものに限る。)(次号、別表第2の14及び別表第2の15において「認定を受けた他の建築物」という。)

イ ア以外の建築物

(17)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号において「法」

という。)第12条第2項又は第13条第3項の規定による非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において「変更の判定」という。)申請 1件につき別表第2の15(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。)に係る評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において同じ。)が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定又は変更の判定(以下この号及び別表第2の14において「判定等」という。)に係る評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合(認定を受けた他の建築物の場合を除く。)は、別表第2の14)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(17)の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付 1件につき別表第2の15の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(17)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号、別表第2の16及び別表第2の20において「法」という。)第34条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額

ア 1件(当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。第17号の14において同じ。)に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のある場合は、1の建築物ごとに1件とする。次号及び第17号の14において同じ。)につき別表第2の16の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(法第36条第2項において準用する場合を含み、以下この号において「みなし確認審査」という。)の申出をしようとする場合にあっては、1件につき和泉市建築基準法施行条例(以下この号において「条例」という。)第68条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額。この場合において、同表区分の欄中「申請又は通知」とあるのは、「申出」とする。

ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項ただし書の規定により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事が審査する場合に限る。)にあっては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額

エ みなし確認審査において、建築基準法施行令第146条第1項各号に規定する昇降機に係る部分を含む申出をしようとする場合にあっては、1の昇降機ごとに条例第68条第4項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額。この場合において、同表区分の欄中「申請又は通知」とあるのは、「申出」とする。

(17)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号において「法」という。)第36条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額

ア 1件につき別表第2の17(変更の認定申請をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る評価方法(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が、法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、次号及び別表第2の16から別表第2の19までにおいて同じ。)(当該1の建築物に係る部分に限る。以下この号において同じ。)が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定又は法第36条第1項の変更の認定(以下この号、次号及び別表第2の16において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でないもの、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの又は当該申請に係る直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物のいずれかがあるものに係る場合は、別表第2の16)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 前号イからエまでに定める額

(17)の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書

面の交付 1件につき別表第2の18(軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。別表第2の18及び別表第2の19において同じ。)をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法(当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のあるものにあっては、当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この号において同じ。)が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合は、別表第2の19)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(17)の15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による認定申請 1件につき別表第2の20の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(17)の16 大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)第3条第1項、第8条の2第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による許可申請(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可申請を除く。) 1件につき別表第2の21の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(17)の17 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定による許可 1件につき160,000円

(18) 臨時運行許可申請 1両につき750円

(19) 修学に関する証明 1件につき300円

(20) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界の明示 1件につき3,000円

(21) 境界の明示の確定図面の再交付 1件につき1,500円

(22) 犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。) 1頭につき3,000円

(23) 犬の鑑札の再交付 1件につき1,600円

(24) 狂犬病予防注射済票の交付 1件につき550円

(25) 狂犬病予防注射済票の再交付 1件につき340円

(25)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定による捕獲鳥獣の飼養の登録、登録の更新又は登録票の再交付 1件につき3,400円

(25)の3 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可 1件につき239,500円

(25)の4 土壌汚染対策法第22条第4項の規定による汚染土壌処理業の許可の更新 1件につき187,300円

(25)の5 土壌汚染対策法第23条第1項の規定による変更の許可 1件につき119,900円

(25)の6 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認 1件につき93,200円

(25)の7 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業の合併又は分割の承認 1件につき93,200円

(25)の8 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定による汚染土壌処理業の相続の承認 1件につき93,200円

(25)の9 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による岩石の採取計画の認可 1件につき52,000円

(25)の10 採石法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 1件につき33,000円

(25)の11 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による砂利の採取計画の認可 1件につき33,900円

(25)の12 砂利採取法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可 1件につき15,000円

(26) 削除

(27) 少量危険物等タンク検査 1件につき6,000円

(28) 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定による仮貯蔵、仮取扱承認 1件につき5,400円

(29) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可 1件につき別表第3に定める額

(30) 消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可 1件につき別表第4に定める額

(31) 消防法第11条第5項本文の規定による設置又は変更の完成検査 1件につき別表第5

に定める額

- (32) 消防法第11条第5項ただし書の規定による仮使用承認 1件につき5,400円
 - (33) 消防法第11条の2第1項の規定による完成検査前の検査手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
 - ア 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可に係るもの 1件につき別表第6に定める額
 - イ 消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可に係るもの 1件につき別表第7に定める額
 - (34) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査 1件につき別表第8に定める額
 - (35) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規定に係るもの 1件につき別表第9に定める額
 - (36) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定に係るもの 1件につき別表第10に定める額
 - (37) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規定に係るもの 1件につき別表第11に定める額
 - (38) 文書受理その他事務処理に関する証明 1件につき300円
 - (39) 各種手続に関する委任代行 1件につき300円
 - (40) 第4号及び第5号に掲げるもののほか、公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚につき300円
 - (41) 第9号に掲げるもののほか、公簿、公文書又は図面の閲覧 1件につき300円
 - (42) 前各号に掲げるもののほか、公簿、公文書、図面その他一般行政事務に関する証明 1件につき300円
- 2 前項第1号、第4号及び第11号に掲げるものにあっては、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により証明書を交付する場合に限り、それぞれの金額から100円を減じて得た金額とする。
- 3 第1項第12号に掲げるものにあっては、土地は1筆、家屋は1棟、その他の資産は1個をもって1件とし、2筆、2棟又は2個以上の証明を必要とするものにあっては、それらのうちの1つが1増すごとに100円を加算する。
- 4 第1項第12号の3に掲げるものにあっては、租税又は公課の種類及び年度ごとに1件とし、2種類又は2年度以上の証明を必要とするものにあっては、1種類又は1年度を増すごとに100円を加算する。
- 5 第1項第20号に掲げるものにあっては、民有地1筆をもって1件とし、2筆以上の明示を必要とするものは、1筆増すごとに600円を加算する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成26年7月17日	最終変更年月日	令和5年4月13日
-------	------------	---------	-----------